

彦根市地域防災計画【資料編】

新旧対照表

令和 7 年

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
資料編 全体			本編・資料編およびマニュアル編の更新作業に伴うページズレによる参照先ページ番号の微修正実施	参照先に変更がなく、ページ番号のみの変更は項目を集約
資料編 全体			組織改編に伴う部課の追加および削除	部課名の変更のみの場合は集約
目次 3	第 4 部 1 避難場所 (避難施設)		(追) (5) 福祉避難所候補施設一覧	「(4) 指定緊急避難場所、指定避難所」より分離掲載したため
資料編 1-1-4	(2) 天気 状況の概要・記録等	イ 彦根市の気象記録(極値) 統計期間(1893 年 10 月～2024 年 2 月) (注) 日最大 10 分間降水量の統計期間については、1937 年～2024 年 2 月 (注) 日最大 1 時間降水量の統計期間については、1934 年～2024 年 2 月 (注) 日最大瞬間風速の統計期間については、1920 年～2024 年 2 月	(修) イ 彦根市の気象記録(極値) 統計期間(1893 年 10 月～2025 年 3 月) (注) 日最大 10 分間降水量の統計期間については、1937 年～2025 年 3 月 (注) 日最大 1 時間降水量の統計期間については、1934 年～2025 年 3 月 (注) 日最大瞬間風速の統計期間については、1920 年～2025 年 3 月	時点修正
1-2-1	2 社会的 条件 (1) 市土地利用の状況	イ 地目別土地利用状況 区分 : 面積(k m ²) 総数 : 98.28 田 : 29.56 畑 : 3.48 宅地 : 19.55 池沼 : 0.19 山林 : 18.57	(修) イ 地目別土地利用状況 区分 : 面積(k m ²) 総数 : 98.28 田 : 29.41 畑 : 3.44 宅地 : 19.54 池沼 : 0.19 山林 : 18.52	時点修正

頁	項 目	現 行 計 画		修 正 内 容		変更理由
		原野 ： 0.34 雑種地 ： 4.29 その他 ： 22.3 (令和 5 年 1 月 1 日現在)		原野 ： 0.34 雑種地 ： 4.39 その他 ： 22.45 (令和 6 年 1 月 1 日現在)		
1-3-7	(2) 雨量計・量水標 (各河川の水位)	ア 雨量計 彦根地方気象台 22-6141 (略)		(修) ア 雨量計 彦根地方気象台 22-6142 (略)		時点修正
		イ 量水標		イ 量水標		
		観測所名	計画高水位	観測所名	計画高水位	
		葉枝見橋	(空欄)	葉枝見橋	4.70	
1-3-11	(5) 水防資機材	ア 水防倉庫の現有資機材		表 (別紙 1 参照)		時点修正
1-3-17		(8) 防災重点ため池		(修) (8) 防災重点農業用ため池		「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第二条の定義に基づいた名称の修正
1-4-3	(2) 土石流危険溪流			表 (別紙 2 参照)		
1-4-5	(3) 山地災害危険地区	ア 山腹崩壊危険地区 (略) イ 崩壊土砂流出危険地区		表 (別紙 3 参照)		県の表記に変更
1-4-15		(1)		表 (別紙 4 参照)		
1-4-18		(2)		表 (別紙 5 参照)		

頁	項 目	現 行 計 画				修 正 内 容				変更理由
1-5-1	5 地震関係	(3) Jアラートシステム設置施設一覧 ふれあいの館 八坂町				(1) Jアラートシステム設置施設一覧 (削)				閉館による
1-5-4	(ア) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	気象庁 HP の記載に合わせる
		4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	電灯などのつり下げものは大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。据わりの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	
1-5-5	(ウ) 鉄筋コンクリート造建物の状況	震度階級	鉄筋コンクリート造建物			震度階級	鉄筋コンクリート造建物			気象庁 HP での記載に合わせる
			耐震性が高い	耐震性が低い			耐震性が高い	耐震性が低い		
		7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる 一階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。		7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。		
1-5-8	ア 南海トラフ地震に関連する情報	「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。				「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高くなっていることなどをお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。				気象庁 HP の記載にあわせる
1-5-9	イ 「南海	発	キ	各キーワードを付記する条件		発	キ	各キーワードを付記する条件		図が記載されて

頁	項 目	現 行 計 画			修 正 内 容			変更理由
	トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件	表 時 間	一 ワ ー ド		表 時 間	一 ワ ー ド		おらず、注4にて説明を追加。
		地 震 発 生 等 か ら 5 ～ 30 分 後	調 査 中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 •監視領域内（注1）（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 •1カ所以上のひずみ計（注3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 •その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地 震 発 生 等 か ら 5 ～ 30 分 後	調 査 中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 •監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 •1カ所以上のひずみ計（注4）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 •その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 （略） （注4）気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。	
1-6-3	6 災害履歴 (1) 風水	雨量・風速等 総雨量：1,008mm 日雨量：596.9mm (9/7)			雨量・風速等 総雨量：1018.8mm 【観測史上1位】			

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	雪害（土砂害を含む） 明治 29 年 (1896) 9	【観測史上 1 位】	日雨量：596.9mm (9/7) 【観測史上 1 位】	
	大正 6 年 (1967) 9.29～30	雨量・風速等 総雨量：238mm (9/28～30) 最大風速：17.8m/s	雨量・風速等 総雨量：191.1mm (9/28～30) 最大風速：12.5m/s	
	大正 10 年 (1921) 9.15	雨量・風速等 総雨量：65.4mm	雨量・風速等 総雨量：65.4mm	
	昭和 9 年 (1934) 9.21	雨量・風速等 総雨量：20mm 最大風速：31.2m/s 【観測史上 1 位】 最大瞬間風速：39.3m/s 【観測史上 4 位】 最低気圧：966.7 hPa 【観測史上 4 位】	雨量・風速等 総雨量：15.0mm 最大風速：31.2m/s 【観測史上 1 位】 最大瞬間風速：39.3m/s 【観測史上 4 位】 最低気圧：966.7 hPa 【観測史上 4 位】	
	昭和 25 年 (1950) 9.3	雨量・風速等 総雨量：65mm (9/2～4) 最大風速：27.8m/s 【観測史上 2 位】 最大瞬間風速：42.5m/s 【観測史上 2 位】	雨量・風速等 総雨量：64.9mm (9/2～4) 最大風速：27.8m/s 【観測史上 2 位】 最大瞬間風速：42.5m/s 【観測史上 2 位】	
	昭和 28 年 (1953) 9.25	雨量・風速等 総雨量：183mm (9/23～25) 最大風速：21.0m/s	雨量・風速等 総雨量：182.9mm (9/23～25) 最大風速：21.0m/s	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		最大瞬間風速：29.0m/s	最大瞬間風速：29.0m/s	
	昭和 33 年 (1958) 8.25	雨量・風速等 総雨量：116mm (8/24～25) 最大風速：15.5m/s 最大瞬間風速：28.3m/s	雨量・風速等 総雨量：116.2mm (8/24～25) 最大風速：15.5m/s 最大瞬間風速：28.3m/s	
1-6-4	昭和 34 年 (1959) 8.13	雨量・風速等 総雨量：280mm 最大風速：12.9m/s 最大瞬間風速：16.2m/s	雨量・風速等 総雨量：280.0mm (8/12～14) 最大風速：12.9m/s (8/14) 最大瞬間風速：16.2m/s (8/14)	
	昭和 34 年 (1959) 9.26	雨量・風速等 総雨量：338mm (9/24～26) 日雨量：195.8mm (9/26)【観測史上 3 位】 最大風速：21.9m/s 最大瞬間風速：36.0m/s 最低気圧：949.2hPa 【観測史上 1 位】	雨量・風速等 総雨量：337.5mm (9/24～26) 日雨量：195.8mm (9/26)【観測史上 3 位】 最大風速：21.9m/s 最大瞬間風速：36.0m/s 最低気圧：949.2hPa 【観測史上 1 位】	
	昭和 36 年 (1961) 6.26	雨量・風速等 総雨量：376mm (6/24～29)	雨量・風速等 総雨量：376.2mm (6/24～29)	
	昭和 36 年 (1961) 9.16	雨量・風速等 総雨量：66mm (9/14～16) 最大風速：25.7m/s 最大瞬間風速：38.9m/s 【観測史上 5 位】 最低気圧：954.5hPa 【観測史上 2 位】	雨量・風速等 総雨量：65.7mm (9/14～16) 最大風速：25.7m/s 【観測史上第 3 位】 最大瞬間風速：38.9m/s 【観測史上 5 位】 最低気圧：954.5hPa 【観測史上 2 位】	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
1-6-5	昭和 40 年 (1965) 9.17	雨量・風速等 総雨量：322mm 日雨量：174.2mm 最大風速：21.0m/s 最大瞬間風速：32.0m/s	雨量・風速等 総雨量：321.8mm 日雨量：174.2mm 最大風速：21.0m/s 最大瞬間風速：32.0m/s	
	昭和 41 年 (1965) 1.19～21	雨量・風速等 降雪の深さの日合計：50cm (1/20) 最深積雪：40 c m (1/20、1/21) 最低気温：-3.1℃	雨量・風速等 降雪の深さの日合計：50cm (1/20) 最深積雪：40 c m (1/20、1/21) 最低気温：-4.8℃ (1/21)	
	昭和 43 年 (1968) 8.25	雨量・風速等 総雨量：213.5mm 最大 1 時間降水量：54.5mm (8/25)【観測史上 5 位】 最大風速：10.7m/s 最大瞬間風速：16.8m/s	雨量・風速等 総雨量：213.5mm(8/24～8/29) 最大 1 時間降水量：54.5mm (8/25)【観測史上 5 位】 最大風速：10.7m/s(8/29) 最大瞬間風速：16.8m/s (8/29)	
1-6-5	昭和 46 年 (1971) 7.6～8	雨量・風速等 総雨量：145mm 最大 1 時間降水量：63mm (7/8) 【観測史上 2 位】 最大風速：10.7m/s 最大瞬間風速：20.9m/s	雨量・風速等 総雨量：136.5mm 最大 1 時間降水量：63mm (7/8) 【観測史上 2 位】 最大風速：10.7m/s 最大瞬間風速：20.9m/s	
1-6-6	昭和 54 年 (1979) 9 月 30 日～ 10 月 1 日	日最大雨量 31	日最大雨量 30.5	
	昭和 55 年 (1980) 7	総雨量 75	総雨量 74.5	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	月 23～ 24 日			
	8 月 19～ 20 日	総雨量 37	総雨量 36.5	
	8 月 26～ 27 日	総雨量 68 最大日雨量 52	総雨量 67.5 最大日雨量 50.5	
	昭和 57 年 (1982) 8 月 1～2 日	総雨量 157	総雨量 158	
	昭和 58 年 (1983) 6 月 20～21 日	総雨量 140 最大日雨量 89	総雨量 139.5 最大日雨量 88	
	昭和 59 年 (1984) 1 ～3 月	最大日雨量 73 cm 最深積雪 (2/10)	最大日雨量 73 cm 最深積雪 (2/10) 観測史上 9 位	
	昭和 60 年 (1985) 6 月 21 日～7 月 19 日	総雨量 523	総雨量 522.5	
1-6-7	昭和 62 年 (1987) 7	最大日雨量 101	最大日雨量 100.5	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	月 14～21 日			
	昭和 63 年 (1988) 6 月 2～3 日	総雨量 113 最大日雨量 92	総雨量 112.5 最大日雨量 91.5	
	6 月 8 日～ 7 月 16 日	最大日雨量 87 最大 1 時間雨量 26.5	最大日雨量 90 最大 1 時間雨量 34.5	
	平成元年 (1989) 8 月 26～28 日	総雨量 57	総雨量 57.5	
	9 月 2～7 日	総雨量 99 最大日雨量 56	総雨量 213.5 最大日雨量 89.5	
	平成 2 年 (1990) 9 月 15～ 20 日	最低気圧 972.5	最低気圧 972.5 観測史上第 8 位	
1-6-8	平成 6 年 (1994) 9 月 28～30 日	総雨量 118.0 最大日雨量 117	総雨量 123.0 最大日雨量 115.5	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
1-6-9	平成 7 年 (1995) 5 月 11～15 日	最大日雨量 86	最大日雨量 86.5	
	7 月 20～ 22 日	総雨量 97 最大 1 時間雨量 43	総雨量 97.5 最大 1 時間雨量 44	
	平成 8 年 (1996)	9 月 21～23 日	9 月 20～22 日	
1-6-10	平成 15 年 8 月 8～9 日	最大日雨量 39 最大風速 15	最大日雨量 39.5 最大風速 14.5	
	平成 16 年 (2004)	6 月 21 日 最大風速 16	6 月 21 日 最大風速 16.2	
		10 月 20～21 日 最大風速 13.3	10 月 19～21 日 最大風速 15.0	
1-6-13	平成 28 年 (2016) 9 月 20 日	総雨量 135.0	総雨量 131.5	
	平成 29 年 (2017) 1 月 23～25		(修)	掲載位置のずれ を修正

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	日			
1-6-14	平成 30 年 (2018) 7 月 5～8 日	最大日雨量 177.5 (7/5)	最大日雨量 177.5 (7/5) 観測史上第 5 位	
1-6-18	9 月 29～ 30 日	最低気圧 972.3	最低気圧 972.3 観測史上第 7 位	
1-6-19	令和元年 (2019) 8 月 9～16 日	総雨量 100	総雨量 108	
	平成 3 年 (2021) 8 月 11 日～8 月 20 日	最低気圧 993.2	最低気圧 1003.6	
	平成 3～4 年 (2021 ～2022) 12 月 26 日 ～1 月 1 日	総雨量 73 cm (最深積雪) 12/27 最大日雨量 57 cm (降雪の深さの日合計) 12/26	総雨量 57 cm (降雪の深さの日合計) 12/26 最大日雨量 73 cm (最深積雪) 12/27	
1-6-20	令和 6 年～ (2024 年 ～)		表 (別紙 6 参照)	
1-6-25	1995 年 1 月 17 日 (平成 7 年)	震央 北緯 34° 35' 東経 135° 02'	震央 北緯 34° 35.9' 東経 135° 02.1'	
	2004 年 9	震央	震央	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	月 5 日 (平成 16 年)	北緯 33° 08' 東経 137° 08'	北緯 33° 08.3' 東経 137° 08.5'	
1-6-25	2018 年 6 月 18 日 (平成 30 年)	震央 大阪府北部 北緯 34° 50.6 東経 135° 37.3	震央 大阪府北部 北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3'	
1-6-26	(3) その他の災害 ア 雪害	資料：彦根地方気象台 (1893 年 10 月～2024 年 2 月) (注) 月最深積雪 (1893 年 10 月～2022 年 3 月) 降雪の深さ日合計 (1953 年 1 月～2024 年 2 月)	資料：彦根地方気象台 (1893 年 10 月～2025 年 3 月) (注) 月最深積雪 (1893 年 10 月～2022 年 3 月) 降雪の深さ日合計 (1953 年 1 月～2025 年 3 月)	時点修正
2-1-4	第 2 部 1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	中日本高速道路株式会社	中日本高速道路(株)	(株)で統一
2-2-2	2 応援協定 22	株式会社エコシティサービス	株式会社アウトソーシングトータルサポート	
	29	昭和電工マテリアルズ株式会社 (現：株式会社レゾナック彦根川瀬事業所)	新神戸電機株式会社彦根事業所 (現：株式会社レゾナック彦根事業所 (川瀬))	
2-2-3	51	株式会社ライズ	(削)	協定終了による
	59	株式会社清水合金製作所	株式会社清水合金製作所 (現：株式会社キッツエスジーエス)	
2-2-4	63		(追) 滋賀県行政書士会 災害時における被災者支援に関する協定書	
	64		(追) 特定非営利法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
			災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する 協定書	
2-4-2	39	茂賀町防災会	茂賀防災会（旧茂賀町防災会）	名称変更
2-4-5	136	鳥居本中町自主防災会	中町自主防災会（旧鳥居本中町自主防災会）	名称変更
2-4-6	170	西今町第 3 区自主防災会	西今町伊庭団地自主防災会 （旧西今町第 3 区自主防災会）	名称変更
2-4-7	連合		高宮学区防災会 令和 6 年 9 月 1 日	
3-1-1	彦根市災害 通信連絡網	令和 5 年 4 月現在 関西電力送配電(株) コールセンター0800-777-3081	令和 7 年 4 月現在 関西電力送配電(株) コールセンター0800-777-3081 災害時連絡先 080-6220-5365	
3-2-1	2 彦根市 防災行政無 線局 (1) 彦根 市防災行政 無線局呼出 名称一覧		表（別紙 7 参照）	時点修正
3-3-2	(3 警報・ 注意報発表 基準一覧)		表（別紙 8 参照）	時点修正
3-3-6	(8) 指定 河川洪水予 報		表（別紙 9 参照）	警戒レベル番号 を追記
3-4-3	(2) 河川		表（別紙 10 参照）	警戒レベル番号

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
	氾濫に関する避難指示等発令の判断基準			を追記
4-1-6	(イ) 指定緊急避難場所 31	平田 東びわこ農業協同組合彦根中央支店 平田町 792 番地 126-9100	(削)	施設閉鎖による
	(ウ) 指定以外の避難場所 5	稲枝西 琵琶湖コンファレンスセンター 新海浜二丁目 1-1 43-3000 ※琵琶湖コンファレンスセンターは令和 6 年 9 月 20 日指定解除予定	(削)	施設閉鎖による
4-1-11	土砂災害 31	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	(削)	施設閉鎖による
4-1-13	水害 30	東びわこ農業協同組合彦根中央支店	(削)	施設閉鎖による
4-1-15	地震 土砂災害 水害	琵琶湖コンファレンスセンター	(削)	施設閉鎖による
4-1-16	(5) 福祉避難所候補施設一覧		表 (別紙 11 参照)	指定緊急避難場所、指定避難所から分離して掲載、時点修正
4-1-20	ウ 学区別収容人数		表 (別紙 12 参照)	時点修正
4-2-1	避難経路として想定さ		表 (別紙 13 参照)	時点修正

頁	項 目	現 行 計 画							修 正 内 容							変更理由																																																								
	れる主要道路																																																																							
4-3-3	(3) 非常 用備蓄 ア 彦根市 備蓄品リス ト								表（別紙 14 参照）							時点修正																																																								
4-3-4. 4-3-5	イ 市備蓄 一覧								表（別紙 15 参照）							時点修正																																																								
4-4-3	(1) 引渡 の申請	ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められるときは、申請内容を電信、電話等により、 県農業経営課長に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出する。							(修) ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められるときは、申請内容を電信、電話等により、県みらいの農業振興課長に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出する。							課名変更による 修正																																																								
4-5-1	5 道路・ 輸送関係	(1) 道路の整備状況 (単位：m、%) <table><tr><td>区 分</td><td>総延長</td><td>舗装 道</td><td>砂利 道</td><td>舗装 率</td><td>改良 済延 長</td><td>改良 整備 率</td></tr><tr><td>国 道</td><td>14,833</td><td>14,833</td><td>—</td><td>100.0</td><td>14,833</td><td>100.0</td></tr><tr><td>県 道</td><td>107,511</td><td>103,198</td><td>4,313</td><td>95.9</td><td>88,632</td><td>80.6</td></tr><tr><td>市 道</td><td>648,169</td><td>611,414</td><td>36,755</td><td>94.3</td><td>280,438</td><td>43.2</td></tr></table>							区 分	総延長	舗装 道	砂利 道	舗装 率	改良 済延 長	改良 整備 率	国 道	14,833	14,833	—	100.0	14,833	100.0	県 道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6	市 道	648,169	611,414	36,755	94.3	280,438	43.2	(1) 道路の整備現況 (単位：m、%) <table><tr><td>区 分</td><td>総延長</td><td>舗装 道</td><td>砂利 道</td><td>舗装 率</td><td>改良 済延 長</td><td>改良 整備 率</td></tr><tr><td>国 道</td><td>14,833</td><td>14,833</td><td>—</td><td>100.0</td><td>14,833</td><td>100.0</td></tr><tr><td>県 道</td><td>107,511</td><td>103,198</td><td>4,313</td><td>95.9</td><td>88,632</td><td>80.6</td></tr><tr><td>市 道</td><td>649,746</td><td>613,192</td><td>36,554</td><td>94.37</td><td>283,450</td><td>43.6</td></tr></table>							区 分	総延長	舗装 道	砂利 道	舗装 率	改良 済延 長	改良 整備 率	国 道	14,833	14,833	—	100.0	14,833	100.0	県 道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6	市 道	649,746	613,192	36,554	94.37	283,450	43.6	時点修正
区 分	総延長	舗装 道	砂利 道	舗装 率	改良 済延 長	改良 整備 率																																																																		
国 道	14,833	14,833	—	100.0	14,833	100.0																																																																		
県 道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6																																																																		
市 道	648,169	611,414	36,755	94.3	280,438	43.2																																																																		
区 分	総延長	舗装 道	砂利 道	舗装 率	改良 済延 長	改良 整備 率																																																																		
国 道	14,833	14,833	—	100.0	14,833	100.0																																																																		
県 道	107,511	103,198	4,313	95.9	88,632	80.6																																																																		
市 道	649,746	613,192	36,554	94.37	283,450	43.6																																																																		

頁	項	目	現 行 計 画						修 正 内 容						変更理由		
			広 域 農 道	7,847	7,847	-	100.0	7,847	100.0	広 域 農 道	7,847	7,847	-	100.0	7,847	100.0	
			合 計	775,131	733,7 56	41,37 5	97.55	387,2 48	80.85	合 計	779,937	739,0 70	40,86 7	94.76	394,7 62	50.6	
			(令和 6 年 3 月 31 日現在)						(令和 7 年 3 月 31 日現在)								
			(2) 緊急輸送道路						(2) 緊急輸送道路								
			ア 第一次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕						ア 第一次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕								
			(ア) 名神高速道路（彦根 I C 含む）						(ア) 名神高速道路（彦根 I C 含む）								
			(イ) 国道 8 号						(イ) 国道 8 号								
			(ウ) 国道 306 号（原町～外町）						(ウ) 国道 306 号（原町～外町）								
			(エ) 主要地方道彦根近江八幡線（大東町～外町）						(エ) 主要地方道彦根停車場線（旭町～旭町）								
			(オ) 県道彦根港彦根停車場線（湖東地域振興局、市役所）（旭町～元町）						(オ) 主要地方道彦根近江八幡線（大東町～外町）								
			(カ) 市道彦根駅平田線（大東町～旭町）						(カ) 県道彦根港彦根停車場線（滋賀県湖東合同庁舎、市役所）（旭町～元町）								
			(キ) 県道彦根米原線						(キ) 県道彦根米原線								
			イ 第二次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕						(ク)市道彦根駅平田線（大東～旭町）								
			(ア) 国道 306 号						イ 第二次緊急輸送道路〔県指定路線のうち彦根市に関わる路線〕								
			(イ) 主要地方道大津能登川長浜線						(ア) 国道 306 号								
			(ウ) 主要地方道彦根近江八幡線						(イ) 主要地方道大津能登川長浜線								
			(エ) 県道三津屋野口線（三津屋町～日夏町）						(ウ) 主要地方道彦根近江八幡線								
			(オ) 県道神郷彦根線						(エ) 県道三津屋野口線（三津屋町～日夏町）								
			(カ) 県道彦根港彦根停車場線（松原二丁目～松原町）						(オ) 県道神郷彦根線								

頁	項 目	現 行 計 画												修 正 内 容												変更理由
		(略)												(カ) 県道彦根港彦根停車場線（松原二丁目～ 元町 ） (略)												
4-5-10	(６) 橋り ょうの一覧	(令和５年３月３１日現在)												(修) (令和７年３月３１日現在)												時点修正
4-6-1 ～	６ 施設関 係（１）要 配慮者利用 施設													表（別紙 16 参照）												
4-6-6	(２) 学校 関係	ア 公立学校・幼稚園・保育所における応急対策 (略) (イ) 災害時の応急対策 (略) c 課業時間外の場合 (b) (略) 校・園長は、生徒等の安否情報を、逐次教育部 (幼稚園・保育所は 子ども未来部) に報告する。												ア 公立学校・幼稚園・保育所・ 認定こども園 における応急 対策 (略) (イ) 災害時の応急対策 (略) c 課業時間外の場合 (b) (略) 校・園長は、生徒等の安否情報を、逐次教育部 (幼稚園・保育所・ 認定こども園 は 子ども家庭部) に報告す る。												追記
4-6-7	(ウ) 避難所 開設時の対 応	(略) (d) 学校・園は、平時より市教育委員会（幼稚園・保育所はこ ども未来部）および市危機管理課との情報交換・連絡を行って おく。												(略) (d) 学校・園は、平時より市教育委員会（幼稚園・保育所・ 認 定こども園 は 子ども家庭部 ）および市危機管理課との情報交 換・連絡を行っておく。												
4-6-9	(３) 文化 財	ウ 市指定												ウ 市指定												時点修正
		建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	考 古 資 料	史 跡	名 勝	古 文 書	書 跡	無 形 民 俗	天 然 記	合 計	建 造 物	絵 画	彫 刻	工 芸 品	考 古 資 料	史 跡	名 勝	古 文 書	書 跡	無 形 民 俗	天 然 記	合 計	

頁	項 目	現 行 計 画												修 正 内 容												変更理由		
												念 物									念 物							
		32	13	18	5	4	2	2	5	1	4	2	88	33	13	18	5	4	2	2	5	1	4	2	89			
		(令和 5 年 4 月 1 日現在)												(令和 7 年 4 月 1 日現在)														
4-6-10	(4) 上水道施設および給水用資機材等の状況	ア 上水道施設												ア 上水道施設												時点修正		
		事業 主体	計画 給水	給水 区域	現在 給水	原水 の	現在 施設	備考	事業 主体	計画 給水	給水 区域	現在 給水	原水 の	現在 施設	備考													
		彦根 市	118,7 00 人	110,8 42 人	110,6 22 人	湖水 地下 水	54,20 0 m³ ／日 14,60 0 m³ ／日	上水 道事 業	彦根 市	118,7 00 人	110,5 08 人	110,2 88 人	湖水 地下 水	54,20 0 m³ ／日 14,60 0 m³ ／日	上水 道事 業													
		(令和 6 年 4 月 1 日現在)												(令和 7 年 4 月 1 日現在)														
		イ 給水用資機材の整備												イ 給水用資機材の整備														
		(令和 4 年 4 月 1 日現在)												(令和 7 年 4 月 1 日現在)														
4-6-11	(5) ごみ処理施設およびし尿処理施設	エ し尿処理運搬車 (令和 3 年 6 月 30 日現在)												エ し尿処理運搬車 (令和 7 年 6 月 30 日現在)														
	(6) 都市公園の状況													表 (別紙 17 参照)														
4-6-14	(7) 応急仮設住宅設置予定地	— — —												27 河瀬公園 所在地 河瀬馬場町 所有者 彦根市												河瀬公園を応急 仮設住宅設置予 定地に指定		

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
		— — — — 合計 面積（㎡） 162,590 建設可能戸数 1,360	面積（㎡） 3,300 建設可能戸数 27 液状化 中 浸水 1.0～2.0 未満 合計 面積（㎡） 165,890 建設可能戸数 1,387	
4-6-16	(11) 市内 配送拠点	パーク・アンド・バスライド スペース 9,800 ㎡	パーク・アンド・バスライド スペース 8,590 ㎡	周辺道路工事に 伴うもの
5-1-2	(2) 消防 車保有状況		表（別紙 18 参照）	時点修正
5-1-3	(3) 特殊 消防用資機 材保有状況 （常備消防 分）		表（別紙 19 参照）	時点修正
	(4) 消防 水利		表（別紙 20 参照）	
5-2-2	(2) 感染 症指定医療 関係（滋賀 県）	第二種感染症指定医療機関の指定状況（令和 5 年 4 月 1 日現在） 9 国立病院機構 東近江総合医療センター	第二種感染症指定医療機関の指定状況（令和 5 年 4 月 1 日現在） 9 独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター	表現の統一
7-1-10	彦根市災害 対策本部規 定		表（別紙 21 参照）	
7-1-42	彦根市防災	半固定型	半固定型	

頁	項 目	現 行 計 画							修 正 内 容							変更理由																												
	行政デジタル無線局運用管理規程	ぼうさいひこね 342 ひこね燦ばれす ぼうさいひこね 363 東びわこ農業協同組合彦根中央支店 携帯型 ぼうさいひこね 423～434 危機管理課 ぼうさいひこね 435 高齢福祉推進課							(削) (削) 携帯型 ぼうさいひこね 423～433 危機管理課 ぼうさいひこね 434 高齢福祉推進課																																			
7-1-59 ～ 7-1-63	彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱								表 (別紙 22 参照)							改訂による																												
7-1-71	(13) 災害救助法関係	ア「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表 費用の限度額 (基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内							ア「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表 費用の限度額 (基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 360 円以内																																			
7-1-72	応急仮設住宅の供与	2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 備考 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。							2 基本額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 備考 1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。																																			
	炊き出しその他による食品の供与	1 日 1 人当たり 1,230 円以内							1 日 1 人当たり 1,390 円以内																																			
7-1-73	被覆寝具その他生活必需品の給与または貸与	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">世帯人数 区分</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人</th><th>6 人以上 1 人増すごとに加算</th></tr><tr><td>19, 200</td><td>24, 600</td><td>36, 500</td><td>43, 600</td><td>55, 200</td><td>8, 000</td></tr></table>							世帯人数 区分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増すごとに加算	19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">世帯人数 区分</th><th>1 人</th><th>2 人</th><th>3 人</th><th>4 人</th><th>5 人</th><th>6 人以上 1 人増すごとに加算</th></tr><tr><td>20, 300</td><td>26, 100</td><td>38, 700</td><td>46, 200</td><td>58, 500</td><td>8, 500</td></tr></table>							世帯人数 区分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増すごとに加算	20, 300	26, 100	38, 700	46, 200	58, 500	8, 500	
世帯人数 区分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増すごとに加算																																					
		19, 200	24, 600	36, 500	43, 600	55, 200	8, 000																																					
世帯人数 区分		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上 1 人増すごとに加算																																					
		20, 300	26, 100	38, 700	46, 200	58, 500	8, 500																																					

頁	項 目	現 行 計 画								修 正 内 容								変更理由
		流失								流失								
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	39,000	
7-1-74	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000 円以内								住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900 円以内								
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	居室、炊事場および便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内								居室、炊事場および便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内								
	学用品の給与	2 文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 6,300 円								2 文房具および通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500 円 中学校生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円								
	埋葬	1 体当たり 大人（12 才以上） 219,100 円以内 小人（12 才未満） 175,200 円以内								1 体当たり 大人（12 才以上） 232,200 円以内 小人（12 才未満） 185,700 円以内								

頁	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
7-1-75	死体の処理	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1 体当たり 5,400 円以内	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,700 円以内 一時保存 ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1 体当たり 5,900 円以内	
	障害物の除去	1 世帯当たり 138,300 円以内	1 世帯当たり 143,900 円以内	
7-1-85 ～ 7-1-104	火災・災害等即報要領		表 (別紙 23 参照)	火災・災害等即報要領の一部改正による
7-1-121	(20) 放送事業者との連携体制における連絡様式		表 (別紙 24 参照)	
7-2-25 7-2-26	災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針、大規模災害発生時の氏名等の公表に係る同意書		表 (別紙 25 参照)	滋賀県の方針策定による

彦根市地域防災計画

【資料編】

別紙

令和 7 年

別紙 1

(5) 水防資機材

ア 水防倉庫の現有資機材

品 名	鳥居本水防倉庫	東沼波水防倉庫	河瀬水防倉庫	須越水防倉庫	本庄水防倉庫	金沢橋水防倉庫	開出今水防倉庫	宇曾川水防倉庫	新海水防倉庫	中藪水防倉庫	計
杭(4.0m)	-	-	-	-	45	10	20		5		80 本
〃(3.5m)	-	-	-	-	40						40 本
〃(3.0m)	60	10	50	-	-	80	70	70	55	35	430 本
〃(2.5m)	-	-	-	-	-	20			35		55 本
〃(2.0m)	40	60	100	90	70	170	100	100	60	50	840 本
〃(1.5m)	7	50	-	15	-				50	50	172 本
鉄杭(1.2m)	10	20	-	15	-		60	20	-		125 本
木板(1.8m)	-	-	-	-	-				-		0 枚
足場板(L=3.5m)	45	-	25	-	-				-		70 枚
縄	110	20	22	15	15	60	5	40	20	20	327 枚
ブルーシート	100	-	100	-	-	60	50	100	40	270	720 枚
土のう袋	2000	1600	2000	2000	1200	2000	1200	2000	1600	6000	21600 枚
チェーンソー(油含む)	-	1	-	-	-			-	-	3	4 台
ガソリンのこ	5	10	5	-	3		5	8	-		36 台
金ヅチ	10	3	10	-	-		4	10	5		42 本
大ハンマー	1	-	-	1	-		5	-	3		10 本
オノ	5	-	3	-	5		5	6	3		27 本
ペンチ	5	5	4	-	1		4	-	-		19 本
スコップ(剣)	25	-	11	15	15	18	20	20	8	2	134 本
かき	2	5	6	5	4	5	3	2	3		35 本
タコ	-	-	-	1	1	0	4	1	2		9 本
ツルハシ	3	5	6	5	5	8	10	7	5	5	59 本
クワ(平)	1	1	4	5	-	5	4	5	-	4	29 本
クワ	-	-	-	-	-			-	-		0 本
バン線	3	3	1	-	-			3	-		10 巻
竹柵	-	-	-	-	-			-	-		0 本
クリツパー	1	2	1	-	-			1	-		5 本
シノ	5	-	-	-	-		4	-	-		9 本
カマ	8	-	5	-	7			6	3		29 丁
ナタ	5	4	5	-	1		5	-	-		20 本
一輪車	5	-	-	1	2		10	2	2		22 台
吸出フェルト	20	-	-	-	-			1	7		28 巻
トラロープ(20m)	1	-	-	-	-			-	1	1	3 巻
懐中電気	1	-	1	2	2	2	2	2	-		12 ケ
ロープ(50m 巻)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0 巻

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

別紙 2

(2) 土石流危険溪流

河川名	溪流名	区域			砂防指定地の告示日・番号	面積 (ha)	備考
		郡市	町名	字			
寒谷川	上矢倉川	彦根市	中山町 莊嚴寺町	シラ 小坂	2 条昭和 39 年 3 月 18 日	2. 70	地すべりなし
					建設省告示 第 595 号		保安林有り
矢倉川	寒谷川	彦根市	仏生寺町	寒谷・匿谷	2 条昭和 39 年 3 月 18 日	1. 06	地すべりなし
					建設省告示 第 595 号		保安林有り
矢倉川	小野川	彦根市	小野町	清水谷・古宿	2 条昭和 39 年 3 月 18 日	1. 16	地すべりなし
					建設省告示 第 595 号		保安林有り
芹川	早川	彦根市	野田山町	小谷・下桜井	2 条昭和 39 年 3 月 18 日	2. 79	地すべりなし
					建設省告示 第 595 号		保安林なし
上矢倉川	中山川	彦根市	中山町 善谷町	村上 山の腰	2 条昭和 41 年 6 月 4 日	1. 43	地すべりなし
					建設省告示 第 1758 号		保安林なし
寒谷川	莊嚴寺川	彦根市	莊嚴寺町	滝元・中溝	2 条昭和 41 年 6 月 4 日	1. 17	地すべりなし
					建設省告示 第 1758 号		保安林なし
芹川	不知谷川	彦根市	原町 正法寺町	東山 池ノ内	2 条昭和 43 年 3 月 30 日	71. 43	地すべりなし
					建設省告示 第 1028 号		保安林なし
寒谷川	上矢倉川	彦根市	中山町	秩父・シラ	2 条昭和 48 年 2 月 2 日	1. 82	地すべりなし
					建設省告示 第 223 号		保安林有り
早川	岩谷川	彦根市	野田山町	岩谷・桃木谷	2 条昭和 53 年 1 月 21 日	5. 93	地すべりなし
	桃木谷川				建設省告示 第 45 号		保安林なし
水谷川	清蔵谷川	彦根市	笹尾町	清蔵谷	2 条昭和 59 年 1 月 30 日	0. 63	地すべりなし
					建設省告示 第 96 号		保安林なし

別紙 3

(3) 山地災害危険地区

ア 山腹崩壊危険地区

地区番号	地区名	所在地	保全対象		
202-1	石ヶ崎①	彦根市古沢町石ヶ崎	公共施設		
202-2	石ヶ崎姫袋崎	彦根市古沢町石ヶ崎・姫袋	人家	3	道路
202-3	石ヶ崎②	彦根市古沢町	人家	65	公共施設
202-4	若林	彦根市里根町若林	人家	25	
202-7	善谷 長後谷	彦根市野田山町善谷、長後谷	人家	17	道路
202-8	南谷	彦根市日夏町南谷	公共施設 道路		
202-10	向谷	彦根市鳥居本町向谷	人家	12	
202-11	笹ヶ谷南ヶ谷	彦根市鳥居本町笹ヶ谷、南ヶ谷	道路		
202-12	鳥居本	彦根市鳥居本町	人家	10	道路
202-13	奥ノ坊	彦根市甲田町奥ノ坊	人家	31	
202-14	谷西山	彦根市宮田町	人家	8	
202-15	佐和山	彦根市佐和山町佐和山	人家	11	
202-17	谷の奥	彦根市笹尾町谷の奥	人家	11	
202-19	ショム谷	彦根市荘厳寺町ショム谷	人家	7	
202-20	谷荒谷	彦根市善谷町谷、荒谷	人家	8	
202-22	村中 村下	彦根市中山町村中、村下	人家	16	道路
202-23	井戸谷①	彦根市中山町井戸谷	人家	15	
202-28	井戸谷②	彦根市中山町井戸谷	人家	9	道路
202-33	奥畑	彦根市男鬼町奥畑	人家	15	道路
202-34	ケンノ上	彦根市男鬼町ケンノ上	人家	3	道路
202-37	南ノ谷	彦根市清崎町南之谷	人家	2	
202-38	大手谷	彦根市稲里町大手谷	人家	18	
202-39	本堂山	彦根市稲里町本堂山	人家	5	
202-40	山王山(稲里)	彦根市稲里町山王山	人家	10	
202-41	桜木	彦根市稲里町桜木	人家	8	
202-42	山王山(下岡部)	彦根市下岡部町山王山	人家	34	
202-43	弁天	彦根市宮田町	人家	55	
202-44	佐和山②	彦根市古沢町石ヶ崎	人家	90	公共施設
202-45	石ヶ崎姫袋崎②	彦根市古沢町石ヶ崎・姫袋	人家	6	道路
202-46	古沢①	彦根市古沢町石ヶ崎・姫袋	人家	9	
202-47	若林②	彦根市里根町若林	人家	20	
202-48	仏生寺	彦根市仏生寺	人家	11	道路
202-49	大谷②	彦根市正法寺町大谷	道路		
202-50	日夏	彦根市日夏町			
202-51	南谷②	彦根市日夏町南谷	人家	6	道路
202-52	清崎	彦根市清崎町	人家	6	
202-53	稲里①	彦根市稲里町山王山	人家	6	
202-54	稲里②	彦根市稲里町山王山	公共施設		

イ 崩壊土砂流出危険地区

地区番号	地区名	所在地	保全対象		
202-1	大谷	彦根市正法寺町大谷	人家	59	道路
202-2	滝ヶ奥	彦根市野田山町滝ヶ奥	人家	80	道路
202-4	清水谷	彦根市小野町清水谷	人家	51	道路
202-5	泉水谷	彦根市小野町泉水谷	人家	3	道路
202-6	東山	彦根市原町東山	人家	8	道路
202-7	奥の谷	彦根市笹尾町奥の谷			道路
202-8	ショムニダニ	彦根市荘厳寺町荘厳寺町ショム谷	人家	21	
202-9	荒谷	彦根市善谷町荒谷	人家	16	
202-10	池ノ谷	彦根市中山町池ノ谷	人家	22	道路
202-11	アジロ谷	彦根市中山町アジロ谷			公共施設
202-12	谷の奥	彦根市笹尾町谷の奥	人家	10	
202-14	流し②	彦根市仏生寺町流し	人家	15	道路
202-16	堂立	彦根市武奈町堂立			道路

別紙 4

区域の名称	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	備考	
正法寺 (3) (I-5853)	正法寺町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
日夏 (4) (I-5854)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
日夏 (5) (I-5855)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
日夏 (7) (I-5857)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
清崎 (4) (I-5858)	清崎町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
稲里 (6) (I-5859)	稲里町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
賀田山 (1) (I-5888)	賀田山町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
笹尾 (4) (I-5918)	笹尾町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
古沢 (27) (I-5920)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
古沢 (23) (II-5843)	古沢町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
佐和山 (2) (III-5846)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
佐和山 (3) (III-5847)	佐和山町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
東沼波 (2) (III-5852)	東沼波町 大堀町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
日夏 (6) (III-5856)	日夏町	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 12 月 1 日	滋賀県告示第 484 号
原 (1202107)	原町	土石流	令和 3 年 7 月 16 日	滋賀県告示第 426 号
原 (1) (III-5851)	原町	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 7 月 16 日	滋賀県告示第 426 号

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 6 条第 1 項の規定による)

別紙 5

山之脇(1)(I-5021)	山之脇町 岡町	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 13 日	滋賀県告示第 158 号
岡(10)(I-5823)	岡町	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 13 日	滋賀県告示第 158 号
山之脇(2)(I-5020)	山之脇町 平田町 和田町	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 13 日	滋賀県告示第 158 号
平田(I-5020)	平田町	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 13 日	滋賀県告示第 158 号
東沼波(I-5726)	東沼波町 大堀町	急傾斜地の崩壊	平成 21 年 3 月 13 日	滋賀県告示第 158 号
百々谷(22022024)	鳥居本町	土石流	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
早川支流 A(12022017)	野田山町	土石流	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
鳥居本(3)(I-5705)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
鳥居本(4)(I-5706)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
鳥居本(5)(Ⅲ-5701)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
鳥居本(8)(Ⅲ-5771)	鳥居本町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
古沢(4)(I-5718)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
古沢(15)(I-5769)	古沢町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
後三条(I-5718)	後三条町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
野田山(10)(I-5730)	野田山町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 2 月 19 日	滋賀県告示第 101 号
甲田(I-5702)	甲田町	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 3 月 26 日	滋賀県告示第 216 号
芹川支流(2202029)	男鬼町	土石流	平成 23 年 3 月 25 日	滋賀県告示第 142 号
芹川支流(2202030)	男鬼町	土石流	平成 23 年 3 月 25 日	滋賀県告示第 142 号
芹川支流(3202057)	男鬼町	土石流	平成 23 年 3 月 25 日	滋賀県告示第 142 号
中山川支流(1202010)	中山町	土石流	平成 23 年 3 月 25 日	滋賀県告示第 142 号
中山川支流(1202090)	中山町	土石流	平成 23 年 3 月 25 日	滋賀県告示第 142 号
小野川支流(2202094)	小野町	土石流	平成 28 年 2 月 29 日	滋賀県告示第 92 号
清蔵谷川(3202052)	笹尾町	土石流	平成 28 年 10 月 31 日	滋賀県告示第 478 号
荒神山谷(3202063)	清崎町	土石流	平成 30 年 2 月 7 日	滋賀県告示第 35 号
早川支流(3202097)	野田山町	土石流	平成 30 年 2 月 7 日	滋賀県告示第 35 号
矢倉川(1202091)	仏生寺町	土石流	平成 30 年 3 月 28 日	滋賀県告示第 134 号
磯①(I-6731)	彦根市松原町 米原市磯	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 3 月 28 日	滋賀県告示第 135 号
中山(1) (I-5004)	中山町	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 26 日	滋賀県告示第 180 号
甲田(2) (I-5701)	甲田町	急傾斜地の崩壊	平成 31 年 3 月 26 日	滋賀県告示第 180 号

別紙 6

年	月日	気象 条件 等	気象状況（彦根地方気象台）						被害状況			備考
			雨量			風速・気圧			種類	数量	単位	
			総雨量 (mm)	最大 日雨量 (mm)	最大 1 時間 雨量 (mm)	最大 風速 (m/s)	最大瞬間 風速 (m/s)	最低 気圧 (hPa)				
令和 6 年 (2024 年)	4 月 16 日 ～17 日	降雹 突風 雷	－	－	－	7.2	11.2	－	建物被害	1	件	天王山配水池の水位計交換機（落雷）
	7 月 15 日 ～7 月 17 日	大雨	156	116.5	40.5	8.5	14.6	－	文化財関係	3	件	倒木 1 件、枝折れ 1 件、特別史跡彦根城跡内米蔵水門石垣の崩壊
									建物被害	2	件	雨漏れ 2 件
									その他被害	2	件	倒木 1 件、法面崩壊
	8 月 30 日 ～31 日	台風 10 号	29.5	27.0	8.5	6.6	11.8	－	その他	1	件	倒木 2 本によるガードレール、NTT 柱破損
令和 7 年 (2025 年)	2 月 7 日 ～9 日	大雪	33cm (総降雪量)	27cm (最深積雪)	－	15.4	23.3	－	人的被害	9	件	除雪作業中の体調不良、転倒による負傷者等
									建物被害	3	件	雨どいの変形、換気扇、給湯器の不調
									その他被害	4	件	倒木によるガードレール損傷、除雪作業により仕切弁ボックスの鉄蓋が破損
	2 月 18 日 ～24 日	大雪	68 cm (総降雪量)	18.5 (最深積雪)	－	10.8	16.3	－	人的被害	2	件	軽トラックが側溝に転落（不搬送）、転倒による負傷
									建物被害	1	件	幼稚園天井の雨漏り
									その他被害	2	件	倒木、管理用資機材の破損

（注）基にした資料は次のとおりである。

- ・『彦根市史 第 2 巻・第 3 巻・第 4 巻・第 8 巻・第 9 巻・第 11 巻』2008、2009、2015、2003、2005、2012 彦根市史編集委員会
- ・『彦根地域防災計画』 2014 彦根市
- ・『滋賀県災害誌 第 1 部～第 5 部』 1966,1979,1990,2000,2011 滋賀県
- ・『平成 24 年度 大雨・台風・雷・竜巻被害』 2012 彦根市
- ・『平成 25 年度 大雨・台風・雷・竜巻被害 No.1、2』 2013 彦根市
- ・『平成 26 年度 大雨・台風・雷・竜巻被害 No.1、2』 2014 彦根市

2 彦根市防災行政無線局

(1) 彦根市防災行政無線局呼出名称一覧

無線基地局（市役所 4 階）

令和 7 年 4 月

統制リモコン		携帯型無線機		車載型無線機	
名 称	番 号	名 称	番 号	名 称	番 号
代表統制台	100	農林水産課	407, 408	集中管理 1	522
災害対策本部	101	グリーンピアひこね	409	集中管理 2	523
副統制台	102	道路河川課	410, 411	集中管理 3	524
消防本部 1	201	建設管理課	412	集中管理 4	525
消防本部 2	202	都市計画課	413	集中管理 5	526
		上水道工務課	414	集中管理 6	527
		下水道建設課	415	集中管理 7	528
		教育総務課	416	集中管理 8	529
		学校教育課	417	集中管理 9	530
携帯型無線機		生涯学習課	418	稲枝支所	531
名 称	番 号	文化財課	419	まちづくり推進課	532
福祉センター	326	病院総務課	420	道路河川課 1	533
危機管理課	402、405、	通信指令課	421	道路河川課 2	534
	427、428、	秘書課	431	農林水産課	535
	435	高齢福祉推進課	434		
稲枝支所	401	荒神山自然の家	436		
ライフサービス課	403, 404	大藪浄水場	437		
こども若者支援課	406	広報戦略課	438		

(3) 警報・注意報発表基準一覧

発表官署：彦根地方気象台（令和 7 年 5 月 29 日現在）

彦根市	府県予報区		滋賀県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		湖東		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	109	
	洪水		流域雨量指数基準	愛知川流域＝37.5、宇曽川流域＝15.6、芹川流域＝17.1、犬上川流域＝23.2、野瀬川流域＝3.4	
			複合基準※1	—	
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	暴風		平均風速	琵琶湖	20m/s
				琵琶湖を除く地域	20m/s
	暴風雪		平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う
				琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm
				山地	12 時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11	
			土壌雨量指数基準	82	
	洪水		流域雨量指数基準	愛知川流域＝30、宇曽川流域＝12.4、芹川流域＝13.6、犬上川流域＝18.5、野瀬川流域＝2.6	
			複合基準※1	宇曽川流域＝(9, 12.4)、芹川流域＝(9, 13.6)、犬上川流域＝(7, 18.5)、野瀬川流域＝(5, 2.6)	
			指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]	
	強風		平均風速	琵琶湖	12m/s
				琵琶湖を除く地域	12m/s
	風雪		平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う
				琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 20cm
				山地	12 時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%		
	なだれ		積雪の深さが 50cm 以上あり次のいずれか 1 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24 時間雨量 15mm 以上		
	低温		最低気温-5℃以下※2		
	霜		晩霜期 最低気温 3℃以下		
	着氷				
	着雪		24 時間降雪の深さ:30cm 以上 気温:0℃以上		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	90mm		

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は彦根地方気象台の値。

(注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。

2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査

別紙 9

イ 種類および基準

淀川水系琵琶湖氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当)	氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当)	一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当)	氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。
淀川水系琵琶湖氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当)	氾濫が発生したとき。

注) 水位：5 点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

別紙 10

洪水予報

淀川水系琵琶湖氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当)	氾濫注意水位(警戒水位)に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当)	一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき。あるいは避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。
淀川水系琵琶湖氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当)	氾濫危険水位(危険水位)に達したとき。
淀川水系琵琶湖氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当)	氾濫が発生したとき。

注) 水位：5 点の平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）

(5) 福祉避難所候補施設一覧

ア 介護保険サービス事業所

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人数
デイサービスセンターべるふらっと	平田町 258-3	24-0445	25
彦根市北デイサービスセンター	馬場一丁目 5-5	21-0301	73
J A 東びわこデイサービスセンター	賀田山町 234-6	28-7878	11
ニチイケアセンター彦根	西葛籠町 311-6	28-7005	13
彦根市南デイサービスセンター	田原町 13-2	43-6700	8
彦根市佐和山デイサービスセンター	芹川町 484-4	21-0700	25
ニチイケアセンター大藪	大藪町 2505-1	21-2560	11
彦根市デイサービスセンターきらら	川瀬馬場町 1015-1	28-7353	2
彦根市ふたばデイサービスセンター	金剛寺町 95-1	28-0065	12
仄香の郷地蔵デイサービスセンター	地蔵町 73-2	23-5557	4
デイサービスよもぎの郷	平田町 901	20-5181	18
デイサービスさくら	平田町 136-5	24-8011	10
URBAN STUDIO ゆるりは平田	平田町 409-1	21-5585	9
社会福祉法人ことぶき会指定通所介護事業所	上岡部町 503	43-6484	3
ぽぽハウス	平田町 107-11	21-0664	10
信幸ケアサービスセンター	賀田山町 240-2	28-0294	19
アネシス南彦根	小泉町 135	27-3354	7
デイサービスはえみ	田附町 1227	20-4876	5
介護老人保健施設アロフエンテ彦根	竹ヶ鼻町 80	21-3300	未定
平田ケアホテル翔裕館	平田町 1114-1	21-2881	6
医療法人恭昭会彦根中央介護医療院	西今町 421	23-1211	4
サニープレイス河瀬 デイサービス	川瀬馬場町 971-1	28-7400	8
あったかハウス京町デイサービスセンター	京町一丁目 4-7	30-0170	4
あったかハウス甘呂デイサービスセンター	甘呂町 490	28-1710	4
デイサービスセンターべるグリーン	田原町 87-2	43-7661	8
デイホームぶどう	後三条町 468	26-3135	23
デイサービス久左	河原二丁目 1-3	24-6600	4
デイサービスセンター鈴の音	鳥居本町 670	21-5460	9
わいわいがやが家甘呂	甘呂町 491	28-3611	6
ぶどうの家 芹橋	芹橋二丁目 9-42	21-4770	12
じょいふるびわこ	新海町 2240	43-5675	1
彦根市グループホームゆうゆう	川瀬馬場町 1015-1	28-7662	1
あったかハウス京町グループホーム	京町一丁目 4-7	30-1808	4
あったかハウス甘呂グループホーム	甘呂町 490	28-1750	4
グループホーム鈴の家	田原町 87-2	43-7662	6
グループホームつぼみ	鳥居本町 1455-7	27-5707	4
湖の辺の道	新海町 2237	43-4332	1
あったかハウス甘呂グループホームサフラン	甘呂町 491	28-3511	5
グループホームあいの里八坂	八坂町 1900-12	24-2550	1
グループホーム えくぼ	金剛寺町 58-1	25-3835	4
特別養護老人ホーム風蝶木	極楽寺町 596	25-5288	2
特別養護老人ホームナースログ	極楽寺町 605	25-5508	2

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人数
特別養護老人ホーム近江第二ふるさと園	開出今町 1343-3	22-4321	8
特別養護老人ホーム近江ふるさと園（従来型）	石寺町 713	43-5800	27
特別養護老人ホーム近江ふるさと園（ユニット型）	石寺町 713	43-5800	12
特別養護老人ホームさざなみ苑（従来型）	城町二丁目 13-3	27-1411	16
特別養護老人ホーム千松の郷	松原町 520-1	22-2255	31
特別養護老人ホームサニープレイス彦根	三津町 446-1	47-3577	56
ポラリスデイサービスセンター後三条	後三条町 365-10	27-3560	7
じょいふるあっといなえ	下西川町 1098	43-2274	1
海の辺の道	新海町 2237	43-4332	2
ぬくもりの家みかさつかさ	新海町 2243-2	43-6114	1
小計（52 施設）			284

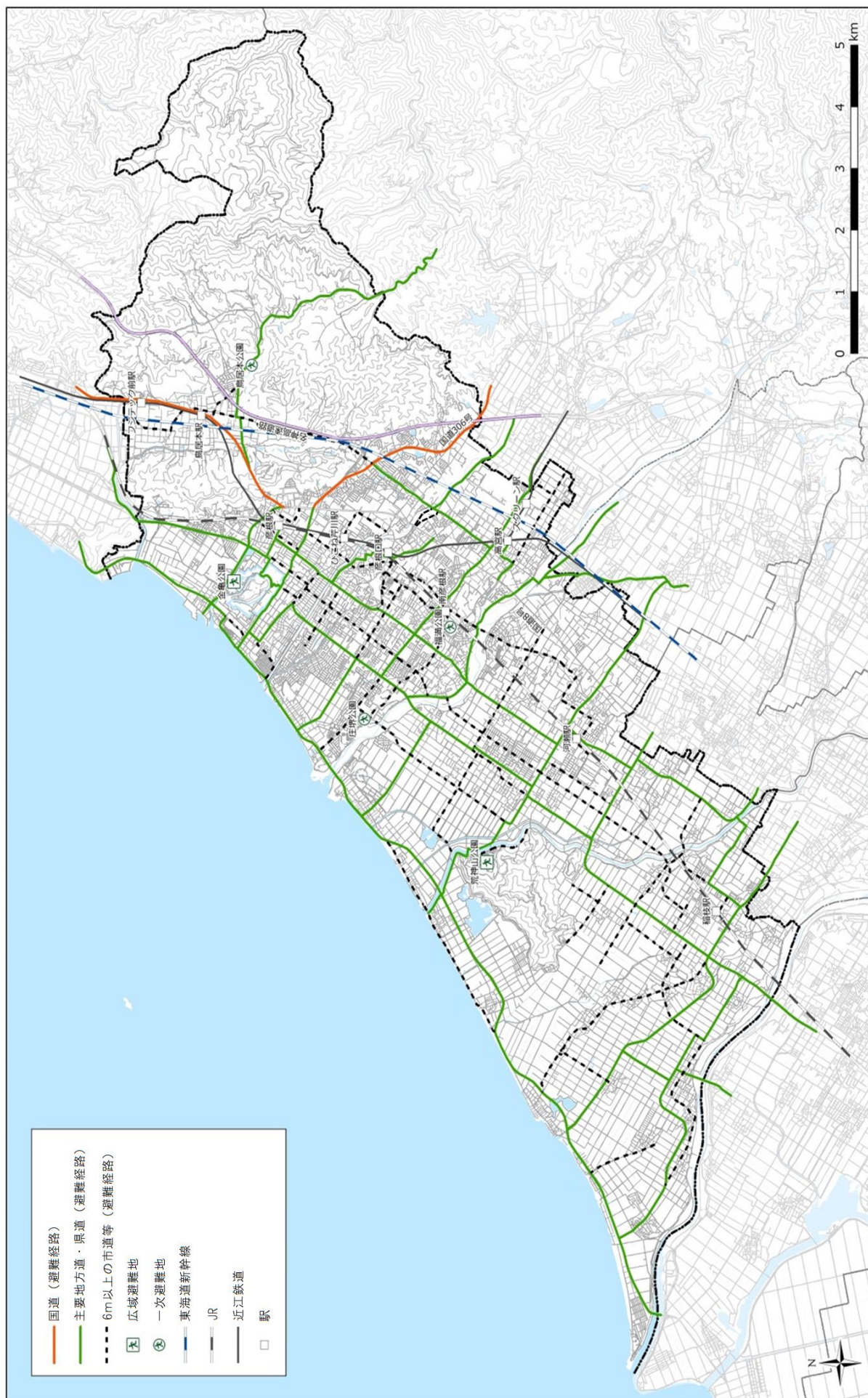
イ 障害福祉サービス等事業所

事業所名	住所	連絡先	最大受入れ 可能人員
彦根学園	高宮町 2671	22-2266	87
せいふう	高宮町 2672	22-1052	65
彦根学園さくら	高宮町 2671	22-2266	36
地域交流センターおひさま	大藪町 2797-2	24-4555	35
手づくり工房 種芸	本庄町 3799	20-5114	10
滋賀県立視覚障害者センター	松原一丁目 12-17	22-7901	22
滋賀県立盲学校	西今町 800	22-2321	53
かすみ会交流施設こもれび	海瀬町 255	43-6111	10
森のお家	高宮町 907-1	49-2531	30
小計（9 施設）			348

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

学区	施設名称	水害				地震				土砂災害			
		避難者数	指定緊急避難場所 収容人数	指定避難所 収容人数	指定緊急避難場所 学区計	避難者数	指定緊急避難場所 収容人数	指定避難所 収容人数	指定緊急避難場所 学区計	避難者数	指定緊急避難場所 収容人数	指定避難所 収容人数	指定緊急避難場所 学区計
城東	彦根市立城東小学校	1,288		752		3,040	158	1,288		69	88	1,288	
城東	彦根市東地区公民館	57	1,673	194		0	3,748	1,879			1,704	1,635	1,219
城東	彦根市立金福寺	133				550					133		
城東	彦根市立金福寺分館	195				550					195		
城西	彦根市立城西小学校	1,090		1,090		3,291		1,090			1,090		
城西	彦根市立城西中学校	1,431				6,874		1,431					
城西	彦根市立彦根西地区公民館	0	3,680	2,299		5,963				0	710		1,090
城西	彦根市立彦根東地区公民館	848		1,090		4,607		20,901			848		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	100				720					100		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	87				177					87		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	124				377					124		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	818		818		5,174		1,349			1,349		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	942				7,557				0	3,339		1,349
城西	彦根市立彦根西地区公民館	59				872					193		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	800				5,220		800			800		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	977				977					977		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	54				159					54		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	241		800		241		800		73	3,000		800
城西	彦根市立彦根西地区公民館	481				14,785		22,500			481		727
城西	彦根市立彦根西地区公民館	118				861					118		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	219				929					329		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,301				5,721		1,301			1,301		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,450		682		8,231					2,349		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	101		682		861		1,301			101		942
城西	彦根市立彦根西地区公民館	97				8,118				359	5,318		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	288				8,461					723		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,693		1,323		31,392					844		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	137		1,323		387		1,323		324	1,323		999
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,098		1,098		6,516		1,098		92	1,098		1,006
城西	彦根市立彦根西地区公民館	445		1,098		853		1,098		22	1,451		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,411		1,411		3,612		1,411			1,411		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,720		1,720		3,410		1,720			1,720		3,131
城西	彦根市立彦根西地区公民館	620		3,131		620		3,131		0	620		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	752				10,195					754		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	325				1,078					1,078		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,255		648		2,292					325		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	2,122				3,601		1,255			1,255		1,242
城西	彦根市立彦根西地区公民館	30	3,740			8,138		1,255		13	2,122		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	754				640		90			90		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,149	1,102	1,149	1,102	10,195					754		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	829		829		4,693		1,149		0	1,149		1,149
城西	彦根市立彦根西地区公民館	161	1,473	829	776	721		829		578	1,131		251
城西	彦根市立彦根西地区公民館	483				3,642		829			161		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,204		1,204		2,926					719		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	196				436		1,204			196		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	240	1,517		731	240				0	240		1,204
城西	彦根市立彦根西地区公民館	200				0					200		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	150		1,177		4,897		1,177			150		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	1,177				7,669					1,177		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	71	4,240	1,177	899	871					71		1,177
城西	彦根市立彦根西地区公民館	185				545		1,177		0	185		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	39				359					39		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	589				10,789					589		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	492				9,788					492		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	893	935	893	793	3,016		893		79	893		814
城西	彦根市立彦根西地区公民館	42				953					42		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	523		523		4,001		1,087			1,087		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	57	283			358					118		955
城西	彦根市立彦根西地区公民館	584				7,602		1,087		132	2,562		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	62				1,054					62		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	409		409		3,791					747		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	864	1,354	409	374	8,271		747		91	3,014		656
城西	彦根市立彦根西地区公民館	76				489					76		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	40				1,054					40		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	213	929	213		3,776		732		0	732		732
城西	彦根市立彦根西地区公民館	228				1,741					228		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	488				488					488		
城西	彦根市立彦根西地区公民館	12,020	38,992	16,739	4,719	18,768	227,188	20,453	1,685	1,810	48,866	20,453	18,643

2 避難経路として想定される主要道路



(3) 非常用品備蓄

ア 彦根市 備蓄品リスト

管理担当課：危機管理課
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
カンパン	21,180 食	保安指示灯	20 本
アルファ化米	42,350 食	雨カップ	540 枚
お粥	14,250 食	樹脂製手押し車	3 台
粉ミルク	2,160 食	折りたたみ式手押し車	1 台
液体ミルク	2,136 食	脚立	1 脚
紙おむつ (幼児用)	11,290 枚	はしご兼用脚立	1 脚
紙おむつ (大人用)	3,358 枚	ガス炊飯器	8 台
生理用品	22,176 枚	鋳物ガスコンロ	15 台
飲料水 (500ml)	106,248 本	カセット式ガスコンロ	15 台
毛布	15,630 枚	かまどセット	4 組
ヘルメット	155 個	給茶器	6 台
担架	25 台	飲料水袋	2,200 枚
救命胴着	5 着	ポリタンク 20L	20 個
パイプスコップ	23 丁	ポリバケツ 15L	6 個
バール	30 丁	トタンバケツ	20 個
掛矢	15 丁	ケットル	11 個
大ハンマー	15 丁	鍋	21 個
ツルハシ	15 丁	金タライ	10 個
トラロープ	17 巻	まな板	50 枚
ホイスト用ロープ	2 本	包丁	50 本
ブルーシート	1,800 枚	水杓	20 本
パイプテント (1 張は市役所倉庫)	2 張	汁杓子	30 本
発電機	10 台	飯杓子	50 本
投光器 (三脚付)	10 台	アルミボール	20 個
強力ライト	100 個	フードコンテナ	50 個
ヘッドライト	10 個	パレット (樹脂製)	4 枚
蛍光灯ランタン	16 個	紙コップ	1,500 個
ラジオ	136 個	タオル	400 枚
コードリール	20 個	防塵マスク	720 枚
拡声器	29 台	避難所用フロアシート (シートタイプ)	765 枚
仮設トイレ	101 台	避難所用フロアシート (ロールタイプ)	170 本

※新型インフルエンザ対策用備蓄品は除く

イ 市備蓄一覧

(令和7年4月1日現在)

種類	クラ ッ カー （食）	アル フ ア 化 米 （食）	お 粥 （食）	粉 ミ ル ク （食）	液 体 ミ ル ク （食）	紙 お む つ （枚）	紙 お む つ （枚）	生 理 用 品 （枚）	毛 布 （枚）	ラ ジ オ （台）	仮 設 ト イ レ （台）	飲 料 水 5 0 0 M L （本）	ろ 水 機 （台）	飲 料 水 袋 1 0 L （枚）	医 療 用 備 蓄
保管施設															
稲里備蓄倉庫	13,800	31,000	10,200	0	0	0	0	0	10	0	1	0	0	1,000	
西沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	700	0	5	81,864	0		
東沼波備蓄倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プロシードアリーナHIKONE 備蓄倉庫2	0	0	0	2,160	2,136	7,410	1,616	11,260	170	0	0	11,904	0		
プロシードアリーナHIKONE 外部倉庫	360	500	200	0	0	64	26	512	790	0	0	96	0		
中通	0	0	0	0	0	0	0	0	3,470	0	41	0	0		
市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	3	0	0		
城東小学校	120	700	200	0	0	168	54	468	800	3	4	264	1		1
城西小学校	240	500	150	0	0	168	54	468	200	3	1	384	1		1
金城小学校	180	500	100	0	0	150	54	468	570	2	3	408	1		1
城北小学校	240	550	150	0	0	168	54	468	800	2	4	336	1		1
佐和山小学校	240	450	200	0	0	168	54	468	40	3	1	360	1		1
旭森小学校	240	250	300	0	0	150	54	468	200	3	3	504	1		1
平田小学校	300	500	200	0	0	150	54	468	40	3	1	336	1		1
城南小学校	180	500	200	0	0	150	102	468	250	2	1	432	1		1
城陽小学校	240	500	200	0	0	150	90	468	430	3	5	552	1	500	1
若葉小学校	240	500	200	0	0	150	102	1,080	800	3	3	216	1		1
鳥居本小学校	240	500	250	0	0	150	90	468	810	3	1	480	1		1
高宮小学校	240	500	200	0	0	150	102	468	40	3	2	336	1		1
河瀬小学校	240	500	150	0	0	150	90	468	800	2	1	264	1		1
亀山小学校	240	550	200	0	0	150	102	1,080	800	3	1	504	1		1
稲枝東小学校	180	400	200	0	0	150	90	1,080	40	3	1	288	1		1
稲枝北小学校	240	550	100	0	0	150	102	1,080	400	2	1	336	1		1
稲枝西小学校	180	500	200	0	0	168	90	468	40	3	1	216	1		1
鳥居本中学校	120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	456	0		
西中学校	120	300	100	0	0	168	54	0	50	3	1	360	0		
東中学校	120	350	100	0	0	168	54	0	30	3	1	360	0		
中央中学校	120	300	100	0	0	168	54	0	40	3	1	240	0		
南中学校	180	250	50	0	0	168	54	0	30	3	1	360	0		
彦根中学校	120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	336	0		
稲枝中学校	120	400	100	0	0	168	54	0	40	3	1	312	0		
市立病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0		1
福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	410	2		96	0	500	
勤労福祉会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
高宮地域文化センター	60	0	0	0	0	0	0	0	100	2		96	0		
稲枝地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	10		2	96	0		
鳥居本地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
旭森地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
東地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
西地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
河瀬地区公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
南地区公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0		0	0		
市民交流センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
人権・福祉交流会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2	1	96	0		
亀山出張所	60	0	0	0	0	0	0	0	10	2		96	0		
ひこね市文化プラザ	60	0	0	0	0	0	0	0	610		3	96	0		
パナソニック株式会社くらしア プライアンス社	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
大藪浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0		0	0	200	
彦根総合卸売市場	0	0	0	0	0	0	0	0	780	0		0	0		
彦富町公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
千松会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
三津屋町民会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
新海浜公民館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	2		96	0		
キャッスルホテル	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根幼稚園	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0		96	0		
彦根市翔西館高等学校 第二体育館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根東高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
近江高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根翔西館高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根工業高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		

種類	ク ラ ッ カ ー （ 食 ）	ア ル フ ァ 化 米 （ 食 ）	お 粥 （ 食 ）	粉 ミ ル ク （ 食 ）	液 体 ミ ル ク （ 食 ）	紙 お む つ （ 枚 ）	紙 お む つ （ 枚 ）	生 理 用 品 （ 枚 ）	毛 布 （ 枚 ）	ラ ジ オ （ 台 ）	仮 設 ト イ レ （ 台 ）	飲 料 水 5 0 0 M L （ 本 ）	ろ 水 機 （ 台 ）	飲 料 水 袋 1 0 L （ 枚 ）	医 療 用 備 蓄
保管施設															
河瀬高等学校	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
滋賀県立大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
聖泉大学	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根商工会議所	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
稲枝商工会館	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
中老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
北老人福祉センター	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
彦根総合運動場（県立野球場）	120	0	0	0	0	0	0	0	220	2	4	192	0		
亀の井ホテル彦根	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ本店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
J A 東びわこ稲枝支店	60	0	0	0	0	0	0	0	20	0		96	0		
合計	21,180	42,350	14,250	2,160	2,136	11,290	3,358	22,176	15,630	136	101	106,248	17	2,200	18

※医療用備蓄に、安定ヨウ素剤を含む。

6 施設関係

(1)要配慮者利用施設

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域（想定最大規模）					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芹川	大上川	宇賀川	愛知川	土砂災害警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域（地すべり）	土砂災害警戒区域（土石流）
1	リヴフォーエバー彦根	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
2	彦根中央介護医療院	介護医療院	滋賀県彦根市西今町421番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
3	るりあん彦根2号館	サ高住（有料老人ホームではない）	滋賀県彦根市野口町239-2	0	0	0	0	0	0	0	0
4	るりあん福祉	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市野良田町287-3	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
5	昭和元気くらぶ	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
6	南ひこね福祉館	有料老人ホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
7	第二廻返の郷 特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
8	メイブルコート日夏	有料老人ホーム	彦根市日夏町3662-4	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
9	ショートステイ サニーブレイス彦根	短期入所施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
10	特別養護老人ホーム サニーブレイス彦根	介護老人福祉施設	彦根市三津町446-1	0	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
11	はるのうみ	通所リハ	彦根市西今町369番地1	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
12	彦根ケアセンターそよ風	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新東町2-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
13	スリースターズ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市関出今町1414-6	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
14	じょいふるびわこ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市新海町2240	1.0m～2.0m未満	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
15	シンシア彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
16	シンシア彦根	短期入所施設	滋賀県彦根市高宮町2426-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
17	レッツ倶楽部高宮町	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町903-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
18	彦根ひらたデイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
19	南ひこねグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町788	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
20	花しょうぶの郷 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	滋賀県彦根市福祉町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
21	花しょうぶの郷デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市福祉町27-1	0	0	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0
22	栄町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市下町2丁目1-22	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
23	じょいふるあつといえ	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市下西川町1098	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
24	デイサービス 久左	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
25	久左の家	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市河原2丁目1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
26	特別養護老人ホーム 近江第二ふるさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市関出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
27	ハートフルヒルズ彦根別館ハートフルホーム彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市外町101	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
28	あったかハウス甘呂デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
29	あったかハウス甘呂グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町490	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
30	わいわいがやが家 甘呂	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
31	あったかハウス甘呂グループホーム サフラン	グループホーム	滋賀県彦根市甘呂町491	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
32	デイサービスセンター 城	デイサービスセンター	滋賀県彦根市甘呂町918	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
33	あったかハウス京町デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
34	あったかハウス京町グループホーム	グループホーム	滋賀県彦根市京町1丁目4-7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
35	特別養護老人ホーム ナースログ	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市柳家寺町605	0	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
36	小規模多機能型居宅介護事業所 ぶどうの家 芹機	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市芹機2丁目9-42	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
37	彦根市佐和山デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市芹川町484-4	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
38	グループホーム えくぼ	グループホーム	滋賀県彦根市金剛寺町58-1	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
39	彦根市ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市金剛寺町95-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
40	アンジェス彦根城	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市元町1-43	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
41	ナッシングホーム悠ライフ彦根	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市後三桑町289	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
42	ボラリスデイサービスセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大藪町2509-2	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
43	デイホーム ぶどう	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市後三桑町468	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
44	J A 栗びわこデイサービスセンターたかみや	デイサービスセンター	滋賀県彦根市高宮町1017-2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
45	ナッシングホームすずらん	看護小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市高宮町1368-7	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
46	アネシス南彦根	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
47	アネシス南彦根	サ高住（有料老人ホームではない）	滋賀県彦根市小泉町135	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
48	デイホームゆりの木 彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市松原町1136-1	0.5m未満	0	0	0	0	0	0	0
49	湖郷の彩風 彦根	特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市松原町1435-13	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
50	特別養護老人ホーム 千松の郷	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市松原町520-1	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
51	特別養護老人ホーム 千松の郷Ⅱ 養館	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市松原町524	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
52	特別養護老人ホーム さざなみ苑	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
53	さざなみ苑デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
54	さざなみ苑ショートステイ	短期入所施設	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
55	グループホームさざなみ苑	グループホーム	滋賀県彦根市城町2丁目13-3	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域（想定最大規模）					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	荇川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域 (急傾斜)	土砂災害警戒区域 (地すべり)	土砂災害警戒区域 (土石流)
56	湖の辺の道	グループホーム	滋賀県彦根市新海町2237	0.5m未満	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
57	ぬくもりの家みかさつかさ	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海町2243-2	0.5m～1.0m 未満	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
58	デイサービスセンター寿安	デイサービスセンター	滋賀県彦根市新海浜1丁目9-5	0.5m～1.0m 未満	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
59	ニチケアセンター彦根	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西葛籠町311-6	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
60	株式会社コマドライフ デイサービスクローバー	デイサービスセンター	滋賀県彦根市西沼波町256-1	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
61	近江ふるさと園 短期入所生活介護事業所	短期入所施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m 未満	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
62	特別養護老人ホーム 近江ふるさと園	介護老人福祉施設	滋賀県彦根市石寺町713	0.5m～1.0m 未満	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
63	彦根市デイサービスセンターきらら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
64	彦根市グループホームゆうゆう	グループホーム	滋賀県彦根市川瀬馬場町1015-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
65	機能訓練特化型デイサービスがじゅまる	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町1082-3	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
66	サニープレイス河瀬	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
67	サニープレイス河瀬デイサービス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市川瀬馬場町971-1	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
68	ニチケアセンター大藪	デイサービスセンター	滋賀県彦根市大藪町2505-1	0.5m未満	2.0m～3.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
69	アンジェス彦根	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市大藪町737-3	0.5m～1.0m 未満	2.0m～3.0m 未満	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0
70	グループホーム ひこねの憩	グループホーム	滋賀県彦根市地蔵町203-7	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
71	仄香の郷地蔵デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市地蔵町73-2	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
72	すみよしクリニックデイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町292-1	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
73	介護老人保健施設 アロフェンテ彦根	介護老人保健施設	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
74	デイサービス はえみ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市田附町1227	0.5m未満	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
75	養護老人ホーム金亀荘	養護老人ホーム（一般）	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
76	趣道の郷デイサービスセンター	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
77	趣道の郷特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	滋賀県彦根市日夏町151	0	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
78	レジリエンスラが仄香	デイサービスセンター	滋賀県彦根市戸賀町100-50	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
79	彦根市北デイサービスセンター	デイサービスセンター	滋賀県彦根市馬場1丁目5-5	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
80	グループホームあいの里八坂	グループホーム	滋賀県彦根市八坂町1900-12	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
81	ミドリヤ いなえ	デイサービスセンター	滋賀県彦根市肥田町1013-2	0	0	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0
82	ばばハウス	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町107-11	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
83	平田ケアレジデンス翔裕館	地域密着型特定施設入居者生活介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
84	平田ケアホテル翔裕館	短期入所施設	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
85	平田デイサービス興やかな風	認知症対応型デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
86	平田小規模多機能ホーム興やかな風	小規模多機能型居宅介護	滋賀県彦根市平田町1114-1	0	2.0m～3.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
87	デイサービスさくら	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町136-5	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
88	デイサービスりはたま	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町162-15	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
89	デイサービスセンターべるふらっと	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町258-3	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
90	彦根ひらた翔裕館Ⅱ号館	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
91	ひらたグループホーム翔裕館	グループホーム	滋賀県彦根市平田町448-1	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
92	ツクイ彦根平田	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町589-1	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
93	デイサービス よもぎの里	デイサービスセンター	滋賀県彦根市平田町901	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
94	るりあん彦根	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市野口町276-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
95	ハートフルヒルズ彦根	有料老人ホーム	滋賀県彦根市星根町191-1	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
96	デイサービス ひまわり	デイサービスセンター	滋賀県彦根市星根町191-1 へんげばさ彦根	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
97	佐和山小学校	小学校	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
98	稲枝東小学校	小学校	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
99	稲枝北小学校	小学校	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
100	彦根南中学校	中学校	滋賀県彦根市甘呂町156	0	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
101	城東小学校	小学校	滋賀県彦根市京町2-2-19	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
102	彦根東中学校	中学校	滋賀県彦根市荇川町443	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
103	彦根西中学校	中学校	滋賀県彦根市金亀町8-1	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
104	高宮小学校	小学校	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
105	城北小学校	小学校	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
106	中央中学校	中学校	滋賀県彦根市西今町1207	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
107	城南小学校	小学校	滋賀県彦根市西今町380	0	0.5m未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
108	金城小学校	小学校	滋賀県彦根市大藪町391	0.5m未満	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
109	鳥居本中学校	中学校	滋賀県彦根市鳥居本町788	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
110	稲枝中学校	中学校	滋賀県彦根市田原町202	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域（想定最大規模）					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	序川	犬上川	宇曾川	愛知川	土砂災害警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域（地すべり）	土砂災害警戒区域（土石流）
111	旭森小学校	小学校	滋賀県彦根市東沼波町300	0	0.5m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
112	平田小学校	小学校	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
113	稲枝西小学校	小学校	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
114	城西小学校	小学校	滋賀県彦根市本町3-3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
115	彦根子ども家庭相談センター	公共施設	滋賀県彦根市小泉町932-1	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
116	佐和山小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市安清町11-32	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
117	稲枝東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市稲部町308	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0
118	稲枝北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市下岡部町597	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
119	城東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市京町2丁目2-19	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
120	河瀬小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市糠楽寺町118	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
121	高宮小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市高宮町2447	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
122	城北小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市松原町3751-3	0.5m～1.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
123	城南小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市西今町383	0	0.5m～1.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
124	金城小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市大藪町391	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
125	旭森小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市東沼波町455	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
126	平田小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市平田町267	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
127	稲枝西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本庄町3583	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
128	城西小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ	滋賀県彦根市本町3丁目3-22	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
129	荒神山自然の家		彦根市日夏町4794番地1	0	0	0	0	0	警戒区域	0	警戒区域
130	HEART WORK 結	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市大藪町2638番地	1.0m～2.0m未満	2.0m～3.0m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
131	滋賀アイステーション	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市小泉町103番地1	0	0.5m～1.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
132	ひこね七里ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町12番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
133	ひこね芥川ホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市新町49番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
134	TOCOハウス(平田町)	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町185番地7	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
135	れんげはうす	生活介護事業所	滋賀県彦根市大藪町2637番地1	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
136	ひこねわたぼうしホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大藪町30番地15	0	1.0m～2.0m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
137	TOCOカンパニー L t d	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市岡町103番地2	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
138	つばきはらファクトリー	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市海瀬町183番地1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0
139	かいげ寮	障害者支援施設	滋賀県彦根市海瀬町255番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
140	ふるさと	障害者支援施設	滋賀県彦根市関出今町1343番地3	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
141	きらめき	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市芥川町573番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
142	せいふう	生活介護事業所	滋賀県彦根市高宮町2672番地	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
143	グループホームたちばなE/W	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市高宮町2690番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
144	多機能型重症児者等デイサービス ふぁみりい	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市高宮町907番地1	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
145	サンコスモ満井	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
146	そよかぜ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市三津町800番地	0	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0
147	グループホームすみれ	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町686番地3	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
148	滋賀県立視覚障害者センター	公共施設	滋賀県彦根市松原一丁目12番17号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
149	まな	地域活動支援センター	滋賀県彦根市西今町1328番地	0	0.5m未満	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0
150	Job lead	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市大東町4番8号 ウカビル1階	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
151	地域交流センターおひさま	生活介護事業所	滋賀県彦根市大藪町2797番地2	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
152	放課後等デイサービス にここルーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市地蔵町86番地3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
153	はばたき	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町105番地7	0	2.0m～3.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
154	あじさいホーム	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市平田町72番地1	0	1.0m～2.0m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
155	うききクラブ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町936番地	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0	0
156	手づくり工房種雲	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市本庄町3799番地	0	0	0	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0
157	セルブひこね	生活介護事業所	滋賀県彦根市星根町191番地7	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
158	彦根市発達支援センター	公共施設	滋賀県彦根市平田町597-1	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0
159	GIRAFFE	認可外保育施設	滋賀県彦根市宇尾町257-2 2F	0	0.5m未満	2.0m～3.0m未満	0	0	0	0	0
160	託児所すまいる	認可外保育施設	滋賀県彦根市河原2-1-3	0	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0	0
161	稲枝東幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市稲部町315番地-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
162	チャイルドライクふらっふ	認可外保育施設	滋賀県彦根市芥川町1430-10	0	2.0m～3.0m未満	0	0	0	警戒区域	0	0
163	佐和山幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市芥川町481番地-1	0	0.5m～1.0m未満	0	0	0	0	0	0
164	ひこねさくら保育園	保育所	滋賀県彦根市芥川町586番地	0	3.0m～4.0m未満	0	0	0	0	0	0
165	病児病後児保育室あきら	病児病後児保育事業	滋賀県彦根市戸賀町36-6	0	1.0m～2.0m未満	1.0m～2.0m未満	0	0	0	0	0

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域（想定最大規模）					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	荊川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域（増すべり）	土砂災害警戒区域（土石流）
166	つばみ保育園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市高宮町2373	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
167	高宮幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市高宮町2391番地	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
168	ハグテラス 彦根保育ルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町46-2	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
169	城北幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市松原町3751番地-3	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
170	にじののうち	認可外保育施設	滋賀県彦根市長曽根南町519-19	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
171	にこここひさま園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市東沼波町1235-5	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
172	旭森幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市東沼波町493番地-2	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
173	城陽幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市日夏町166番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
174	彦根幼稚園	幼稚園	滋賀県彦根市本町一丁目3番33号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
175	認定こども園 聖ヨゼフこども園	幼児連携型認定こども園	滋賀県彦根市立花町2-24	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
176	彦根市立東保育園	保育所	滋賀県彦根市安清町8-4	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
177	みづは保育園	保育所	滋賀県彦根市稲部町400-1	0	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0
178	るんびにー保育園	保育所	滋賀県彦根市河原1丁目1-4	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
179	施設内保育所「むつみ」	認可外保育施設	滋賀県彦根市関出今町1343-3	0	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
180	花田保育園	保育所	滋賀県彦根市甘呂町473-2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
181	彦根市立ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市金剛寺町101	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
182	ほほえみ園	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市駅東町15番1号	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
183	彦根かんがー保育園	保育所	滋賀県彦根市戸賀町53-3	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
184	彦根センター託児室	認可外保育施設	滋賀県彦根市後三条町607-1	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
185	めぐみ保育園	保育所	滋賀県彦根市高宮町1755	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
186	ほいくえん ももの家だいち	保育所	滋賀県彦根市小泉町395番地7	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
187	バレット	小規模保育事業B型	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m 未満	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
188	バレット	認可外保育施設	滋賀県彦根市新海町2240	0.5m～1.0m 未満	0	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0
189	多景保育園	保育所	滋賀県彦根市須越町1154-5	0.5m未満	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0
190	城南保育園	保育所	滋賀県彦根市西今町285-1	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
191	彦根中央病院 なかよし託児所	認可外保育施設	滋賀県彦根市西今町438-4	0	0.5m未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
192	どんぐり保育園	保育所	滋賀県彦根市川瀬馬場町1149-1	0	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
193	A B C E N G L I S H プリスクール	地方裁量型認定こども園	滋賀県彦根市大藪町2496-1	0.5m未満	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
194	レイモンド大藪保育園	保育所	滋賀県彦根市大藪町2655	0.5m～1.0m 未満	2.0m～3.0m 未満	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0
195	かるがも保育所	事業所内保育事業	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
196	チャイルドハウスおひさま	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
197	キッズルーム	認可外保育施設	滋賀県彦根市中央町4-32	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
198	彦根乳児保育所	保育所	滋賀県彦根市中藪2丁目2-6	0.5m未満	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
199	彦根市立西保育園	保育所	滋賀県彦根市長曽根町8番21号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
200	旭森保育園	保育所	滋賀県彦根市東沼波町498-2	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
201	日夏保育園	保育所	滋賀県彦根市日夏町2634-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
202	どんぐりけんだいまえ保育園	保育所	滋賀県彦根市八坂町3248	0.5m～1.0m 未満	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0
203	彦根市立平田こども園	幼児連携型認定こども園	滋賀県彦根市平田町303-1	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
204	稲枝ふたば保育園	保育所	滋賀県彦根市本庄町2647	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
205	ノゾミ保育園	保育所	滋賀県彦根市本町1-8-20	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
206	森の子保育園	保育所	滋賀県彦根市野瀬町106	0	0.5m～1.0m 未満	3.0m～5.0m 未満	0	0	0	0	0
207	彦根中央病院	総合病院	滋賀県彦根市西今町421	0	0.5m未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
208	友仁山崎病院	総合病院	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
209	医療法人青葉会 イーリスウイメンズクリニック	クリニック	滋賀県彦根市中央町3-73	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
210	医療法人青葉会 イーリスウイメンズクリニック アリソクリニック		滋賀県彦根市八坂町2888番地1	0	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0
211	TOCOハウス（大方向）	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大方向町863番地8	0	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0
212	コペルプラス 彦根駅前教室	児童発達支援事業所	滋賀県彦根市駅東町13-1 A&S東駅前ビル3階	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
213	さくらはーと	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町296番地1	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
214	憩円	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市下岡部町632番地	0	0	0	0	0.5m未満	0	0	0
215	なかまーず	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市芹川町538番地	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
216	さくらんぼ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市芹町10番28-105号	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
217	働き教育センター彦根	就労継続支援A型事業所	滋賀県彦根市高宮町211番地	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
218	ハートジョブ	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市中央町4番35号 DKビル	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
219	もものお庭	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市八坂町2019番地	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
220	キッズグロース	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市馬場一丁目6番20号 スマイルコート1階	0.5m未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0

No.	施設名	施設区分	住所	洪水浸水想定区域（想定最大規模）					土砂災害警戒区域		
				琵琶湖	芥川	犬上川	宇曽川	愛知川	土砂災害警戒区域 （急傾斜）	土砂災害警戒区域 （地すべり）	土砂災害警戒区域 （土石流）
221	まつぼっくり	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町614番地5	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
222	うききホーム	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市平田町951番地	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
223	BoneLabo	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市本町一丁目7番4号	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
224	つむぎ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市栄町2丁目6-47	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
225	Earth caretakers（アースケアテイカーズ）	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市地蔵町73番地2	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
226	まつぼっくりⅡ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市南川瀬町1416番地	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
227	ジョブタス彦根事業所	就労継続支援A型・B型事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目1番1号	0	0.5m未満	0	0	0	0	0	0
228	あけぼの共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市古沢町733番地13	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
229	いきいきサロン	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市戸賀町65番地1	0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
230	りんごの木	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市後三条町326番地6 プレジデンスMI・GU・RI 2階	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
231	夢工房 f	就労移行支援事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地64	0	0.5m未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
232	盲学校	盲学校	滋賀県彦根市西今町800番地	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
233	鳥居本養護学校	養護学校	滋賀県彦根市鳥居本町1431番地2	0	0	0	0	0	警戒区域	0	0
234	あじさいの家共同作業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市平田町630番地3	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
235	ひまわりくらぶ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市立花町2番51号	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
236	第2グループホームじゅう楽	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市稲枝町336番地1	0	0	0	1.0m～2.0m 未満	2.0m～3.0m 未満	0	0	0
237	グループホームOHANA	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市馬場二丁目3番10号	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
238	グループホームRASIEL南彦根	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市小泉町333番地1	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
239	くれあ事業所	就労継続支援B型事業所	滋賀県彦根市甘呂町706番地2	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
240	遠くさ	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市岡町30番地2	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
241	GIRAFFE	日中一時支援事業所	滋賀県彦根市宇尾町257番地2 2階	0	0.5m未満	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0
242	ひなたぼっこ	放課後等デイサービス事業所	滋賀県彦根市小泉町620番地49	0	0.5m未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
243	ひかりの森	幼保連携型認定こども園	滋賀県彦根市三津町462-1	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0
244	ハグテラス リーブル	認可外保育施設	滋賀県彦根市小泉町45-3	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
245	森のおうち（さんさんひろば）	地域子育て支援拠点事業	滋賀県彦根市三津町462-1		0	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0
246	アイグラン保育園南彦根	保育所	滋賀県彦根市竹ヶ鼻町17-1	0	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
247	ふぁみりいショースティ	短期入所施設	彦根市高宮町907番地1	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0	0
248	恵	就労継続支援B型事業所	彦根市城町一丁目4-8	0.5未満	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
249	スマイルひこね	就労継続支援A型事業所	彦根市大東町2番28号 アルブラザ彦根4階	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0	0
250	希美	共同生活援助事業所	彦根市平田町628番地14	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
251	金城こども園	保育所型認定こども園	滋賀県彦根市開出今町1492番地1	0	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
252	放課後等デイサービス Sunny	放課後等デイサービス事業所	彦根市長曾根南町485番地3 ステップアップNテナント1-C	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
253	あいぐらんアップ南彦根教室	児童発達支援事業所	彦根市西今町87-16 Nasu8 103号	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
254	GIRAFFEなないろくらす	放課後等デイサービス事業所	彦根市平田町151番地4	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
255	児童発達支援・放課後等デイサービス カラフルキッズ	児童発達支援事業所	彦根市出町字東町14-1	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
256	児童発達支援・放課後等デイサービス ハグ・ハグ彦根	児童発達支援事業所	彦根市長曾根南町548番地アンスティル2階	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
257	NOIE HIKONE	短期入所事業所	滋賀県彦根市栄町二丁目4番20号	0.5m未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
258	エスピハート	生活介護事業所（老人短期入所施設）	滋賀県彦根市後三条町298	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
259	あいのて就労継続支援B型事業所	就労継続支援（B型）事業所	滋賀県彦根市正法寺町629-5	0	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0	0
260	グループホーム悠苑	共同生活援助事業所	滋賀県彦根市大藪町2227番地	0.5m～1.0m 未満	2.0m～3.0m 未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0	0	0
261	TOCOカンパニーLtd.free	就労継続支援（B型）事業所	滋賀県彦根市服部町266番地	0	0	0	0.5m未満	1.0m～2.0m 未満	0	0	0
262	就労継続支援B型事業所・ぶらす+彦根支店	就労継続支援（B型）事業所	滋賀県彦根市平田町426-7 エクセレンス一番館1階	0	1.0m～2.0m 未満	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
263	アザレアクリニック彦根	通所リハビリテーション事業所	彦根市日夏町730-12	0	0	0.5m～1.0m 未満	0	0	0	0	0
264	いちじくの木	認知症対応型共同生活介護事業所	滋賀県彦根市権楽寺町596	0	0	0.5m未満	0	0	0	0	0
265	アンジェス彦根河瀬	サ高住（有料老人ホーム）	滋賀県彦根市西葛籠町字西浦322-6		0	0.5m未満	0	0	0	0	0
266	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター事業所	滋賀県彦根市平田町105番地7	0	2.0m～3.0m 未満	0.5m未満	0	0	0	0	0
267	株式会社ケアリー	ナースিংホームケアリー彦根宇尾	彦根市宇尾町312	0	0	2.0m～3.0m 未満	0	0	0	0	0

(6) 都市公園の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区分		都市計画決定公園				都市計画決定以外の都市公園供用値		都市公園供用値合計	
		都市計画決定値		左記の内、供用値＝都市公園値					
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
				①	②	③	④	①＋ ③	②＋④
公園	街 区 公園	4	1.39	4	1.04	77	12.60	81	13.64
	近 隣 公園	6	8.1	4	4.42	1	1.24	5	5.66
	地 区 公園	2	9.2	1	4.2			1	4.2
	総 合 公園	3	95.3	3	76.75			3	76.75
小計		15	113.99	12	86.41	78	13.84	90	100.25
緑地	湖 岸 緑地	5	69	5	58.48			5	58.48
	河 川 緑地	4	363.5	0	0			0	0
小計		9	432.5	5	58.48			5	58.48
合計		24	546.49	17	144.89	78	13.84	96	158.73

(2) 消防車両保有状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

種別 所属		消防ポンプ自動車	消防ポンプ自動車 (非常用車両)	水槽付消防ポンプ自動車	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ (車載含む)	高規格救急車	高規格救急車 (非常用車両)	救助工作車 (照明灯付)	災害対策車	積載車	指揮車	広報車	査察車	指令車	乗用車	原動機付自転車	自動二輪車 (オフロードタイプ)	合計
消防本部															1			1			2
消防本部	本署	1	1	1	1	1		3	2	1	1		1	1		1			1		16
	南分署			1				1	1			1				1			1		6
	北分署			1	1			1	1							1			1		6
	犬上分署			1			1	1	1							1		1	1		7
小計		1	1	4	2	1	1	6	5	1	1	1	1	1	1	4		2	4		37
消防団	団本部						2							1	2		1			1	7
	第 1 分団	1					1													1	3
	第 2 分団	1						1												1	3
	第 3 分団	1						1												1	3
	第 4 分団	1						1												1	3
	第 5 分団	1						1												1	3
	第 6 分団	1						1												1	3
	第 7 分団	1						1												1	3
	第 8 分団	1																		1	2
	第 9 分団	1																		1	2
	第 10 分団	1																		1	2
	第 11 分団	1					1													1	3
	第 12 分団	1																		1	2
	第 13 分団	1																		1	2
	第 14 分団	1					1													1	3
	第 15 分団	2																		1	3
小計		16					5	6						1	2		1			16	45
合計		17	1	4	2	1	6	12	5	1	1	1	1	2	3	4	1	2	4	16	84

(3) 特殊消防用資機材保有状況（常備消防分）

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	4	高発泡管筒	5	空気呼吸器	58
耐電服	3	背負い式消火水のう (ジェットシューター)	39	流水救助器具	9
化学防護服	3	救命索発射銃	2	救命ボート	2
放射線測定器	8	油圧切断機	4	チェーンソー	5
可燃性ガス測定器	7	エアーツール	2	チルホール	3
簡易画像機	1	ポートパワー	4	エンジンカッター	6
削岩機	1	マット型空気ジャッキ	2	大型油圧スプレッター	2
				マンホール救助器具 (ロールグリス)	1

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(4) 消防水利

学区		区分		消火栓			防火水槽		
		地上式	地下式	100 トン級	40 トン級	20 トン級			
城西	(第 1 分団)	1	79		11	2			
城東	(第 3 分団)	1	147	1	10	1			
城北	(第 4 分団)		114		10				
佐和山	(第 5 分団)		172	1	23	2			
金城	(第 6 分団)	1	182		15				
平田・城南	(第 7 分団)		299	1	15				
旭森	(第 8 分団)		243	1	11				
城陽	(旧多景) (第 2 分団)		48		6				
	(旧花田) (第 9 分団)		33		4				
	(旧日夏・若葉) (第 10 分団)		120		12				
鳥居本	(第 11 分団)		85		13				
河瀬	(第 12 分団)		201		19				
亀山	(第 13 分団)		64		7				
高宮	(第 14 分団)		143		10				
稲枝北・東・西	(第 15 分団)		350		35				
合計		3	2,280	4	201	5			

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

(7) 彦根市災害対策本部規程

彦根市災害対策本部規程

(昭和 38 年 10 月 1 日告示第 69 号)

改正 昭和 40 年 3 月 30 日告示第 25 号
昭和 43 年 3 月 27 日告示第 17 号
昭和 45 年 7 月 31 日告示第 44 号
昭和 49 年 4 月 1 日告示第 19 号
昭和 53 年 4 月 1 日告示第 24 号
昭和 55 年 4 月 1 日告示第 17 号
昭和 63 年 9 月 30 日告示第 76 号
平成 4 年 6 月 1 日告示第 58 号
平成 7 年 4 月 1 日告示第 46 号
平成 9 年 7 月 1 日告示第 75 号
平成 13 年 3 月 30 日訓令第 7 号
平成 16 年 4 月 1 日告示第 67 号
平成 19 年 3 月 30 日告示第 26 号
平成 22 年 7 月 14 日告示第 168 号
平成 25 年 6 月 17 日告示第 156 号
平成 27 年 6 月 17 日告示第 159 号
平成 29 年 6 月 2 日告示第 155 号
令和 2 年 5 月 22 日告示第 130 号
令和 5 年 4 月 1 日告示第 126 号

昭和 40 年 7 月 15 日告示第 45 号
昭和 44 年 2 月 10 日告示第 8 号
昭和 47 年 10 月 30 日告示第 54 号
昭和 51 年 3 月 29 日告示第 17 号
昭和 54 年 4 月 1 日告示第 22 号
昭和 56 年 5 月 27 日告示第 40 号
平成元年 9 月 30 日告示第 97 号
平成 5 年 4 月 1 日告示第 48 号
平成 8 年 4 月 1 日告示第 48 号
平成 11 年 5 月 19 日告示第 81 号
平成 14 年 4 月 22 日訓令第 14 号
平成 17 年 3 月 31 日告示第 61 号
平成 21 年 5 月 7 日告示第 92 号
平成 23 年 7 月 22 日告示第 143 号
平成 25 年 10 月 11 日告示第 216 号
平成 28 年 4 月 1 日告示第 137 号
平成 30 年 5 月 31 日告示第 170 号
令和 3 年 4 月 1 日告示第 156 号
令和 6 年 4 月 1 日告示第 93 号

昭和 42 年 8 月 11 日告示第 51 号
昭和 45 年 4 月 1 日告示第 26 号
昭和 48 年 5 月 10 日告示第 35 号
昭和 52 年 5 月 24 日告示第 43 号
昭和 54 年 6 月 30 日告示第 39 号
昭和 57 年 4 月 1 日告示第 34 号
平成 3 年 3 月 30 日告示第 34 号
平成 7 年 2 月 1 日告示第 9 号
平成 9 年 4 月 1 日告示第 53 号
平成 12 年 3 月 31 日告示第 68 号
平成 15 年 5 月 2 日訓令第 7 号
平成 18 年 3 月 31 日告示第 83 号
平成 22 年 4 月 21 日告示第 108 号
平成 23 年 12 月 12 日告示第 200 号
平成 26 年 9 月 1 日告示第 197 号
平成 28 年 5 月 31 日告示第 163 号
令和元年 7 月 23 日告示第 53 号
令和 4 年 4 月 1 日告示第 134 号
令和 7 年 4 月 1 日告示第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、彦根市災害対策本部条例(昭和 37 年彦根市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき彦根市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部長付き)

第 3 条 災害対策本部に災害対策本部長付きを置き、教育長および病院事業管理者をもって充てる。

(危機管理監)

第 4 条 災害対策本部に危機管理監を置き、市長直轄組織危機管理監をもって充てる。

2 危機管理監は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長および災害対策副本部長に事故があるとき、または災害対策本部長および災害対策副本部長が欠けたときは、災害対策本部長の職務を代理する。

(本部会議)

第 5 条 災害対策本部に、災害予防および災害応急対策の実施について協議するため本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付き、危機管理監および部長ならびに別表第 1 に定める本部付き本部員をもって構成する。

3 本部会議は、必要の都度災害対策本部長が招集し、本部会議の議長は、災害対策本部長が当たる。

(部)

第6条 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置く。

2 前項の部は、次のとおりとし、班をもって組織する。

(1) 市長直轄部

危機管理班、秘書班

(2) 企画振興部

企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班

(3) スポーツ部

スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班

(4) 総務部

総務班、公有財産管理班、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班

(5) 人事部

人事班、働き方・業務改革推進班

(6) 市民環境部

生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班

(7) 福祉保健部

社会福祉班、高齢福祉推進班、障害福祉班、健康推進班

(8) こども家庭部

こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班

(9) 観光文化戦略部

観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班

(10) 産業部

農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班

(11) 建設部

建設管理班、道路河川班、建築班

(12) 都市政策部

都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班

(13) 上下水道部

上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班

(14) 教育部

教育総務班、学校教育班、学校ICT推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班

(15) 消防部

消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(16) 病院部

病院事務局班

3 部に部長および本部連絡員、班に班長を置き、災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、本部長の命を受けて部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 本部連絡員は、災害対策本部と各部班との連絡調整を行う。

6 班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

7 部長となるべき災害対策本部員、部に属すべき災害対策本部員、班に属すべきその他の職員等は、別表第1のとおりとする。ただし、支所および出張所に勤務する職員にあっては、この限りでない。

8 班長の属する課、係等の職員はその班員となり、上司の命を受けて班務に従事する。

(班務)

第7条 班において分掌する事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

(支部)

第8条 支所および出張所に次に掲げる支部を置く。

- (1) 鳥居本支部
- (2) 河瀬支部
- (3) 亀山支部
- (4) 高宮支部
- (5) 稲枝支部

2 支部は、災害対策本部長の統轄のもとにおおむね次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 本部との連絡に関すること。
- (2) 災害予報および被害状況の速報に関すること。
- (3) 応援班の要請に関すること。
- (4) 救護班の出動要請に関すること。
- (5) 消防分団その他民間救助団体との連絡活動に関すること。
- (6) 避難所および相談所に関すること。
- (7) 埋火葬に関すること。
- (8) その他特命事項に関すること。

(支部長その他の職員)

第9条 支部に支部長を置き、支所長および出張所長をもって充てる。

2 支部長は、上司の命を受けて支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 支部長に事故があるとき、または支部長が欠けたときは、災害対策本部長の指名する者が支部長の職務を代理する。

4 支部に属すべきその他の職員は、当該支所および出張所に勤務する職員とし、上司の命を受けて支部の事務に従事する。

(本部付き)

第10条 災害対策本部長は、災害対策本部の活動に万全を期するため、官公庁、民間団体その他の法人の長またはその構成員で必要と認めるものを本部付きとして委嘱することができる。

(補則)

第11条 災害対策本部長は、必要に応じて第6条第2項に規定する部および班以外の部または班を設けることができる。

(細則)

第12条 この規程に定めるものを除くほか、非常招集の令達、応召、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な細則は別に定める。

付 則

この規程は、昭和38年10月1日から施行する。

付 則(昭和40年3月30日告示第25号)

この告示は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和 40 年 7 月 15 日告示第 45 号)

この告示は、昭和 40 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 42 年 8 月 11 日告示第 51 号)

この告示は、公布の日から施行し、昭和 42 年 7 月 15 日から適用する。

付 則(昭和 43 年 3 月 27 日告示第 17 号)

この告示は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 44 年 2 月 10 日告示第 8 号)

この告示は、昭和 44 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 4 月 1 日告示第 26 号)

この告示は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 7 月 31 日告示第 44 号)

この告示は、昭和 45 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 10 月 30 日告示第 54 号)

この告示は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 48 年 5 月 10 日告示第 35 号)

この告示は、昭和 48 年 5 月 10 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 4 月 1 日告示第 19 号)

この告示は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 51 年 3 月 29 日告示第 17 号)

この告示は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 52 年 5 月 24 日告示第 43 号)

この告示は、昭和 52 年 5 月 24 日から施行する。

付 則(昭和 53 年 4 月 1 日告示第 24 号)

この告示は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 4 月 1 日告示第 22 号)

この告示は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 6 月 30 日告示第 39 号)

この告示は、昭和 54 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 55 年 4 月 1 日告示第 17 号)

この告示は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 56 年 5 月 27 日告示第 40 号)

この告示は、昭和 56 年 5 月 27 日から施行する。

付 則(昭和 57 年 4 月 1 日告示第 34 号)

この告示は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 63 年 9 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年 9 月 30 日告示第 97 号)

この告示は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 3 月 30 日告示第 34 号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 4 年 6 月 1 日告示第 58 号)

この告示は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 4 月 1 日告示第 48 号)

この告示は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 2 月 1 日告示第 9 号)

この告示は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 4 月 1 日告示第 46 号)

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 4 月 1 日告示第 48 号)

この告示は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 4 月 1 日告示第 53 号)

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 7 月 1 日告示第 75 号)

この告示は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 5 月 19 日告示第 81 号)

この告示は、平成 11 年 5 月 19 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 12 年 3 月 31 日告示第 68 号)

この告示は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 3 月 30 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 4 月 22 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 22 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 15 年 5 月 2 日訓令第 7 号)

この訓令は、平成 15 年 5 月 2 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 16 年 4 月 1 日告示第 67 号)

この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 31 日告示第 61 号)

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日告示第 83 号)

この告示は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 26 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 5 月 7 日告示第 92 号)

この告示は、平成 21 年 5 月 7 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 22 年 4 月 21 日告示第 108 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 21 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規定の規定は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 22 年 7 月 14 日告示第 168 号)

この告示は、平成 22 年 7 月 14 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 22 年 5 月 27 日から適用する。

付 則(平成 23 年 7 月 22 日告示第 143 号)

この告示は、平成 23 年 7 月 22 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 23 年 12 月 12 日告示第 200 号)

この告示は、平成 23 年 12 月 12 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

付 則(平成 25 年 6 月 17 日告示第 156 号)

この告示は、平成 25 年 6 月 17 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 25 年 10 月 11 日告示第 216 号)

この告示は、平成 25 年 10 月 11 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 26 年 9 月 1 日告示第 197 号)

この告示は、平成 26 年 9 月 1 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 27 年 6 月 17 日告示第 159 号)

この告示は、平成 27 年 6 月 17 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 28 年 4 月 1 日告示第 137 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 5 月 31 日告示第 163 号)

この告示は、平成 28 年 5 月 31 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 29 年 6 月 2 日告示第 155 号)

この告示は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

付 則(平成 30 年 5 月 31 日告示第 170 号)

- 1 この告示は、平成 30 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条、第 8 条、別表第 1(備考 1 を除く。)および別表第 2 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から、改正後の別表第 1(備考 1 に限る。)の規定は、同月 17 日から適用する。
- 3 次の表の左欄に掲げる期間における別表第 1 企画振興部の部の規定の適用については、同部中「市長直轄組織参事(総括)」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

平成 30 年 4 月 1 日から同月 16 日まで	市長直轄組織参事
平成 30 年 4 月 17 日から同月 30 日まで	市長直轄組織参事(市長直轄組織参事(世界遺産登録を推進するまちづくり担当)を除く。)

付 則(令和元年 7 月 23 日告示第 53 号)

この告示は、令和元年 7 月 23 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(令和 2 年 5 月 22 日告示第 130 号)

この告示は、令和 2 年 5 月 22 日から施行し、改正後の彦根市災害対策本部規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(令和 3 年 4 月 1 日告示第 156 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 4 年 4 月 1 日告示第 134 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 4 月 1 日告示第 126 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 4 月 1 日告示第 93 号)

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年 4 月 1 日告示第 90 号)

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

部	本部員					その他の職員
	部長	本部連絡員	本部付き本部員	班	班長	
市長直轄部		秘書課長		危機管理班	危機管理課長	危機管理課に所属する職員
				秘書班	秘書課長	秘書課に所属する職員
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長		企画班	企画課長	企画課に所属する職員
				まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課および市民交流センターに所属する職員
				情報政策班	情報政策課長	情報政策課に所属する職員
				広報戦略班	広報戦略課長	広報戦略課に所属する職員
				人権政策班	人権政策課長	人権政策課に所属する職員
				人権・福祉交流会館班	人権・福祉交流会館長	人権・福祉交流会館に所属する職員
スポーツ部	スポーツ部長	スポーツ部次長		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課に所属する職員
				国スポ・障スポ総務班	国スポ・障スポ総務課長	国スポ・障スポ総務課に所属する職員
				国スポ・障スポ競技班	国スポ・障スポ競技課長	国スポ・障スポ競技課に所属する職員
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局長 および会計管理者	総務班	総務課長	総務課および選挙管理委員会事務局に所属する職員
				公有財産管理班	公有財産管理課長	公有財産管理課に所属する職員
				財政班	財政課長	財政課に所属する職員
				税務班	税務課長	税務課に所属する職員
				債権管理班	債権管理課長	債権管理課に所属する職員

				契約監理班	契約監理室次長	契約監理室に所属する職員
				臨時特別給付金班	臨時特別給付金室長	臨時特別給付金室に所属する職員
				議会班	議会課長	議会課に所属する職員
				出納・監査班	出納室長	出納室および監査委員事務局に所属する職員
人事部	人事部長	人事部次長		人事班	人事課長	人事課に所属する職員
				働き方・業務改革推進班	働き方・業務改革推進課長	働き方・業務改革推進課に所属する職員
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長		生活環境班	生活環境課長	生活環境課に所属する職員
				ライフサービス班	ライフサービス課長	ライフサービス課に所属する職員
				保険年金班	保険年金課長	保険年金課に所属する職員
				清掃センター班	清掃センター副所長	清掃センターに所属する職員
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長		社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課に所属する職員
				高齢福祉推進班	高齢福祉推進課長	高齢福祉推進課に所属する職員
				障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課および障害者福祉センターに所属する職員
				健康推進班	健康推進課長	健康推進課に所属する職員
こども家庭部	こども家庭部長	こども家庭部次長		こども若者支援班	こども若者支援課長	こども若者支援課に所属する職員
				母子保健班	母子保健課長	母子保健課に所属する職員
				幼児班	幼児課長	幼児課に所属する職員
				発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センターに所属する職員
				幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定こども園長	幼稚園、保育所および認定こども園に所属する職員
観光文化戦略部	観光文化戦略部長	観光文化戦略部次長		観光交流班	観光交流課長	観光交流課に所属する職員
				エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課に所属する職員
				文化財班	文化財課長	文化財課に所属する職員
				文化振興班	文化振興課長	文化振興課に所属する職員
産業部	産業部長	産業部次長		農林水産班	農林水産課長	農林水産課に所属する職員
				地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課に所属する職員

				農業委員会班	農業委員会事務局 長	農業委員会に所属する職員
建設部	建設部長	建設部次 長		建設管理班	建設管理課長	建設管理課に所属する職員
				道路河川班	道路河川課長	道路河川課に所属する職員
				建築班	建築課長	建築課に所属する職員
都市政 策部	都市政策 部長	都市政策 部次長		都市計画班	都市計画課長	都市計画課に所属する職員
				建築指導班	建築指導課長	建築指導課に所属する職員
				交通政策班	交通政策課長	交通政策課に所属する職員
				住宅班	住宅課長	住宅課に所属する職員
上下水 道部	上下水道 部長	上下水道 部次長		上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課に所属する職員
				上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課に所属する職員
				下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課に所属する職員
				上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課に所属する職員
教育部	教育部長	教育部次 長		教育総務班	教育総務課長	教育総務課に所属する職員
				学校教育班	学校教育課長	学校教育課および学校給食センターに所属する職員
				学校 I C T 推進班	学校 I C T 推進課長	学校 I C T 推進課に所属する職員
				学校支援・人権・いじめ対策班	学校支援・人権・いじめ対策課長	学校支援・人権・いじめ対策課に所属する職員
				生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課および地区公民館に所属する職員
				彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館に所属する職員
				図書館班	図書館長	図書館に所属する職員
消防部	消防長	消防総務課長		消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部および消防署に所属する職員
				予防班	予防課長	
				警防班	警防課長	
				通信指令班	通信指令課長	
				消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長	病院事務局班	編成の都度任命	市立病院に所属する職員

備考

- 1 上記職名にある者のほか部長の属する部の参事および副参事は、全て部長付き本部員とする。
- 2 部長付き本部員は、所属する部に詰め、各部長の指示した事務を行うこととする。
- 3 病院事業管理者および病院長は、病院内における災害対応の指揮および総括を行うため、原則として病院施設内に詰めることとする。

別表第2(第7条関係)

1 災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1) 防災および救助業務の総合計画に関すること。 (2) 各種情報の収集および気象警報の伝達に関すること。 (3) 災害対策本部員の招集に関すること。 (4) 機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成に関すること。 (5) 災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 (6) 記録の編成保存に関すること。 (7) 市および県の防災行政無線の運用に関すること。 (8) 被害状況調査の総合計画および取りまとめに関すること。 (9) 被害状況の受理および災害調査報告に関すること。 (10) 災害関係の文書および物品の受付、配布および発送に関すること。 (11) 広域応援要請(庁内調整を除く。)に関すること。 (12) 自衛隊の派遣要請に関すること。 (13) 他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関すること。 (14) 避難情報等の発令に関すること。 (15) 帰宅困難者等の受入れの準備に関すること。 (16) 緊急輸送手段の確保に関すること。 (17) 緊急輸送の実施に関すること。 (18) 市域外における災害支援実施の調整および総括に関すること。 (19) 他班の所管に属しないこと。
	秘書班	(1) 本部長および副本部長の秘書業務および特命に関すること。 (2) 政府、国会、県、他市町村等の外来者(議会関係の外来者を除く。)の災害地視察に関すること。 (3) 各種陳情(議会関係を除く。)に関すること。 (4) り災地の慰問見舞いに関すること。 (5) 危機管理班実施事項の応援
企画振興部	部内各班共通	(1) 企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	企画班	(1) 法令の規定に基づいて作成する計画と地域防災計画との調整に関すること。 (2) 復興計画の策定に関すること。 (3) 男女共同参画センターの災害対策および連絡調整に関すること。

	まちづくり推進班	(1) 自治会等からの被害状況等報告に関すること。 (2) 市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3) 市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。
	情報政策班	(1) コンピュータシステムの保守および復旧に関すること。
	広報戦略班	(1) 災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3) 外国人の災害対策に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1) 人権・福祉交流会館の災害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1) スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	スポーツ振興班	(1) 社会体育施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援
	国スポ・障スポ競技班	(1) スポーツ振興班実施事項の応援
総務部	部内各班共通	(1) 総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1) 危機管理班実施事項の応援
	公有財産管理班	(1) 市有財産の災害対策に関すること。 (2) 緊急通行車両の手続に関すること。 (3) 市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4) 危機管理班実施事項の応援
	財政班	(1) 緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	税務班	(1) 固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2) り災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3) 世帯別被害調査の実施に関すること。 (4) 災害に伴う市税の減免等に関すること。 (5) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	債権管理班	(1) 税務班実施事項の応援 (2) 災害に伴う市税の猶予等に関すること。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶

		予等に関すること。 (4) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	契約監理班	(1) 主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2) 物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	臨時特別給付金班	(1) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	議会班	(1) 議会関係の連絡調整に関すること。 (2) 彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること。 (3) 議会関係の外来者の災害地視察に関すること。 (4) 議会関係の各種陳情に関すること。 (5) 議会関係のり災地の慰問に関すること。 (6) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	出納・監査班	(1) 物品および金銭の出納に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
人事部	部内各班共通	(1) 人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	人事班	(1) 職員の動員派遣に関すること。 (2) 勤務時間外における市民等からの連絡対応に関すること。 (3) 公務災害補償に関すること。 (4) 被災職員に対する給付および援助に関すること。 (5) 人的支援の受援に係る庁内調整に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1) 市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	生活環境班	(1) 行方不明者の捜索に関すること。 (2) 一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関すること。 (4) 死体の処理および収容に関すること。 (5) 火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関するを含む。)に関すること。 (6) し尿処理に関すること。 (7) 公害の予防に関すること。 (8) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。 (9) 廃棄物の処理等に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難誘導に関すること。 (2) 避難所等開設運営および相談所に関すること。 (3) り災者の収容に関すること。 (4) 収容施設の供与に関すること。

		(5) 火葬の許可に関すること。 (6) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	保険年金班	(1) 炊き出しに関すること。 (2) 災害に伴う国民年金保険料の減免等に関すること。 (3) 災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関すること。 (4) 生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援
	清掃センター班	(1) 清掃施設の災害対策に関すること。 (2) 消毒および清掃に関すること。 (3) 廃棄物の処理等に関すること。 (4) 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。
福祉保健部	部内各班共通	(1) 福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	社会福祉班	(1) 災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (4) 民間救助団体との連絡調整に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (7) 物資等の供給に関すること。 (8) 福祉避難所の開設および運営に関すること。 (9) 災害ボランティアに関すること。 (10) 赤十字奉仕団の動員に関すること。 (11) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (12) り災証明の発行に関すること。 (13) り災見舞金の募集および分配に関すること。 (14) 救助費支給および救助費予算要求に関すること。 (15) 生活再建に係る資金の支給および貸付けに関すること。 (16) 被災者に対する生活保護の適用に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関すること。 (4) 指定管理施設の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること。 (6) 要援護者等の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (7) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援 (9) 健康推進班実施事項の応援

	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関すること。 (4) 在宅障害者の被害状況の調査報告に関すること。 (5) 在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (6) 手話通訳等のボランティアの確保等の調整に関すること。 (7) 障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8) 社会福祉班実施事項の応援
	健康推進班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 医療施設との連絡調整に関すること。 (3) 救護班の編成および救護所の運営の調整に関すること。 (4) 傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関すること。 (5) 救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関すること。 (6) 予防注射に関すること。 (7) 防疫班の編成に関すること。 (8) 休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (9) 避難住民の健康支援に関すること。
こども家庭部	部内各班共通	(1) こども家庭部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 社会福祉班実施事項の応援
	こども若者支援班	(1) 児童の災害対策に関すること。 (2) 被害児童等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設(東山児童館を除く。)の災害対応(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	母子保健班	(1) 妊産婦の救護に関すること。 (2) 避難行動要支援者対策に関すること。 (3) 健康推進班実施事項の応援。
	幼児班	(1) 関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 被災園児等の保護に関すること。 (3) 避難行動要支援者対策に関すること。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難行動要支援者対策に関すること。 (2) 発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園保育所班	(1) 園児の避難誘導に関すること。 (2) 保護者、地域等への連絡調整に関すること。

		(3) 幼稚園、保育所および認定こども園の災害対策に関すること。 (4) 被災園児等の保護に関すること。
観光文化戦略部	部内各班共通	(1) 観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流班	(1) 観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1) 文化財の災害対策に関すること。
	文化振興班	(1) ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1) 産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1) 農林水産関係の被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 農村環境改善センターの災害対策に関すること。 (3) 農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 農業集落排水処理施設の災害に関すること。 (5) 財産区の災害対策に関すること。 (6) 農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7) 農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8) 風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1) 商工業関係の被害調査に関すること。 (2) 中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3) 被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4) 雇用の安定確保に関すること。 (5) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6) 風評被害対策に関すること。 (7) 農林水産班実施事項の応援
	農業委員会班	(1) 農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2) 農林水産班実施事項の応援
建設部	部内各班共通	(1) 建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。

	建設管理班	道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告に関すること。 (2) 土木建設資材等の災害応急物資の輸送に関すること。 (3) 県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4) 公共土木施設の復旧に関すること。 (5) 災害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。 (6) 法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。
	道路河川班	(1) 道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2) 雨量および河川水位の記録に関すること。 (3) 道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。
	建築班	(1) 市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2) 避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3) その他営繕に関すること。 (4) 建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政策部	部内各班共通	(1) 都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援
	都市計画班	(1) 公園および街路樹の災害対策に関すること。 (2) 二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1) 二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2) 被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。 (3) 屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。
	交通政策班	(1) 交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2) 災害時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3) 鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4) 所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	住宅班	(1) 市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水道部	部内各班共通	(1) 上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2) り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3) 部内の他班実施事項の応援
	上下水道総務班	(1) 上下水道施設の被害の総合調整に関すること。 (2) 上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関すること。 (3) 上下水道職員の動員派遣に関すること。 (4) 上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関すること。
	上下水道業務班	(1) 上下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2) 機動給水および応急給水所の設置に関すること。

		(3) 上水道応急復旧資機材の確保に関すること。 (4) 災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関すること。
	下水道建設班	(1) 下水道施設の災害対策に関すること。 (2) 下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 下水道機器および修理資材の確保に関すること。 (4) 下水道施設の復旧に関すること。
	上水道工務班	(1) 上水道施設の災害対策に関すること。 (2) 上水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3) 上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関すること。 (4) 上水道施設の復旧に関すること。
教育部	部内各班共通	(1) 教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	教育総務班	(1) 教育部内職員の動員派遣に関すること。 (2) 教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3) 教育関係義援金品の受領、保管および配分に関すること。 (4) 帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (5) その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと。
	学校教育班	(1) 学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2) 教育施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (3) 被災児童生徒等に対する安全確保に関すること。 (4) 被災児童生徒等に対する教育および保健に関すること。 (5) 被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)に関すること。 (6) 学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (7) 生涯学習班実施事項の応援
	学校 I C T 推進班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 学校教育班実施事項の応援 (2) 生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1) 社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 公民館等の避難場所に関すること。 (3) 学校教育班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1) 彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 学校教育班実施事項の応援
	図書館班	(1) 図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2) 教育総務班実施事項の応援
消防部	消防総務班	(1) 職員の参集状況の確認に関すること。 (2) 消防団の出動状況の把握に関すること。 (3) 消防関係機関との連絡に関すること。

		(4) 消防用資機材の調達および補給に関すること。 (5) 消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給に関すること。 (6) 部内の他班に属さないこと。
	予防班	(1) 災害に関する情報の収集および整理に関すること。 (2) 広報および宣伝に関すること。
	警防班	(1) 消防活動に関すること。 (2) 特別部隊に関すること。 (3) 応援要請に関すること。 (4) 応援部隊に対する誘導および指示に関すること。
	通信指令班	(1) 消防無線の運用および通信統制に関すること。 (2) 情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関すること。 (3) 非常招集に関すること。 (4) 部隊の運用に関すること。
	消防署班	(1) 情報収集および報告に関すること。 (2) 参集員の把握および出動隊の編成に関すること。 (3) 消防隊の運用に関すること。 (4) 災害防御に関すること。 (5) 人命救助および避難に関すること。 (6) 行方不明者の捜索に関すること。 (7) 現場広報に関すること。 (8) 応急救護所の設置に関すること。 (9) 資機材等の運搬に関すること。 (10) 消防資機材の保全に関すること。 (11) 指揮隊の運用に関すること。
病院部	病院事務局班	(1) 各種施設等の避難対策に関すること。 (2) 病院等の被災状況の把握に関すること。 (3) 災害による傷病者の救護に関すること。 (4) 移送体制の確保に関すること。 (5) 医薬品、衛生材料等の確保および調達に関すること。 (6) 病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。

2 原子力災害時の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1) 緊急時モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の情報伝達に関すること。 (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る国または県との連絡調整に関すること。 (4) 原子力災害に関する情報の一元化に関すること。 (5) 業務継続に係る県との連絡調整に関すること。 (6) 環境放射線モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (7) 市が実施した各種制限措置の取りまとめに関すること。
	企画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

企画振興部	まちづくり推進班	(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。 (2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。
	情報政策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	広報戦略班	(1) 避難、屋内退避等の広報に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。 (3) 飲食物の出荷制限および摂取制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。 (4) 原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。
	人権政策班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
スポーツ部	スポーツ振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ競技班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
総務部	公有財産管理班	(1) 庁舎機能代替候補地の検討に関すること。
	財政班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	税務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	債権管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	契約監理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	臨時特別給付金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	議会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	出納・監査班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
人事部	人事班	(1) 原子力災害に関する相談担当者の調整に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
市民環境部	生活環境班	(1) 市庁舎等における環境放射線量の測定に関すること。 (2) 放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	ライフサービス班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2) 原子力災害時の市民生活に係る相談対応に関すること。 (3) 災害地域住民記録票の作成に関すること。
	保険年金班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	清掃センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

福祉保健部	社会福祉班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	障害福祉班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	高齢福祉推進班	(1) 避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	健康推進班	(1) 緊急時モニタリング結果を踏まえた退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の対策の検討に関すること。 (2) 安定ヨウ素剤の配布に関すること。 (3) 放射線の影響による健康被害に係る広報の検討に関すること。 (4) 緊急被ばく医療に係る県との連絡調整に関すること。 (5) 放射線の影響による健康被害に係る相談体制の整備に関すること。 (6) 各種制限措置解除時の食の安全に係る広報の検討に関すること。
こども家庭部	こども若者支援班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	母子保健班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2) 健康推進班実施事項の応援
	幼児班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	発達支援センター班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
観光文化戦略部	観光交流班	(1) 原子力災害時の観光に係る相談対応に関すること。 (2) 旅行客に対する風評被害等の影響の軽減に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	エンタテインメント班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化財班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化振興班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
産業部	農林水産班	(1) 原子力災害時の農産物に係る相談対応に関すること。 (2) 農産物の出荷制限等に係る国および県との連絡調整に関すること。 (3) 農産物の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4) 農産物の出荷制限および制限措置の解除に係る周知に関すること。 (5) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	地域経済振興班	(1) 原子力災害時の中小企業等の経営に係る相談対応に関すること。 (2) 被災中小企業等の支援に係る相談体制の整備に関すること。 (3) 地場産品の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	農業委員会班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
建設部	建設管理班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	道路河川班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

都市政策部	都市計画班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築指導班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	交通政策班	(1) 広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	住宅班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
上下水道部	上下水道総務班	(1) 汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止等の広報に関すること。 (2) 飲料水に係る制限措置の解除の広報に関すること。 (3) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上下水道業務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	下水道建設班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上水道工務班	(1) 原子力災害時の飲料水に係る相談対応に関すること。 (2) 県が実施する飲料水の検査への協力に関すること。 (3) 飲料水の摂取制限に係る県との連絡調整に関すること。 (4) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
教育部	教育総務班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校教育班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校 I C T 推進班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	生涯学習班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	彦根城博物館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	図書館班	(1) 避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
病院部	病院事務局班	(1) 安定ヨウ素剤の調達および保管に関すること。 (2) 緊急被ばく医療に係る県への協力に関すること。

備考 災害対策本部の事務分掌と併せて実施するものとする。

○彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

(平成 17 年 3 月 31 日告示第 60 号)

改正 平成 18 年 3 月 1 日告示第 39 号 平成 19 年 3 月 26 日告示第 68 号
平成 20 年 3 月 25 日告示第 45 号 平成 21 年 5 月 7 日告示第 91 号
平成 23 年 5 月 10 日告示第 97 号 平成 25 年 10 月 22 日告示第 222 号
平成 29 年 3 月 27 日告示第 56 号 平成 30 年 3 月 30 日告示第 74 号
令和 3 年 12 月 1 日告示第 264 号 令和 7 年 3 月 25 日告示第 33 号

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域住民による自主的な防災組織(以下「自主防災組織」という。)が実施する自主防災組織の基礎づくりと、その活動を促進するための事業に対し、その活動に要する経費について、彦根市自主防災組織整備推進要綱(平成 17 年彦根市告示第 59 号。以下「要綱」という。)第 3 条第 3 号の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、彦根市補助金等交付規則(平成 19 年彦根市規則第 15 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる団体は、要綱第 8 条による設置の届出をした団体で市長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助事業の種類、補助対象経費、補助対象限度額および補助率は別表のとおりとし、補助対象経費と補助対象限度額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じた額を上限として補助を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付申請をしようとする自主防災組織は、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に、彦根市自主防災組織活動事業計画書(別記様式第 2 号)および関係書類を添えて、市長が指定する期間に、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、規則第 4 条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、規則第 6 条の規定により交付申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第 6 条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)しようとするときまたは当該補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認申請書(別記様式第 3 号)を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(補助金の交付決定の変更)

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助事業の変更、中止または廃止が適当であると認めるときは、補助金の交付決定の変更を決定し、彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認・補助金変更決定通知書(別記様式第 4 号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書(別記様式第 5 号)に彦根市自主防災組織活動事業実績書(別記様式第 6 号)および関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、規則第14条の規定により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書(別記様式第7号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月1日告示第39号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月26日告示第68号)

この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則(平成20年3月25日告示第45号)

この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成21年5月7日告示第91号)

この告示は、平成21年5月7日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成23年5月10日告示第97号)

この告示は、平成23年5月10日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成25年10月22日告示第222号)

この告示は、平成25年10月22日から施行し、改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成29年3月27日告示第56号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成30年3月30日告示第74号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)抄

1 この告示は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年 3 月 25 日告示第 33 号)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第 3 条関係)

補助事業の種類		補助対象経費	補助対象限度額	補助率
彦根市自主防災組織活動事業	第一種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 情報収集伝達用資機材 メガホン、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、放送設備、衛星携帯電話(本体購入費に限る。) (2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用、訓練用)、消火バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、ノズル、はっぴ、作業服、長靴、管鎗(そう)、スタンドパイプ、キーハンドル (3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、救急用品、担架、救急医療具、ヘルメット、強力ライト、ロープ、はしご、バール、のこぎり、小型発電機、ポータブル電源、ポータブル電源用ソーラーパネル、投光器、チェーンソー、避難場所看板、避難誘導看板、ベスト(ビブス)、かけや、スコップ、コードリール、誘導灯、車椅子、ストレッチャー (4) 給水・給食用資機材 湯茶器、給水タンク、炊飯器具、調理器具、かまどベンチ(材料費に限る。) (5) その他第一種事業の資機材等として市長が認めるもの	(千円) 300	2 分の 1
	第二種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 初期消火用資機材 可搬式動力ポンプ、消火マスター(訓練用) (2) 避難・救出・救護用資機材 大型発電機、発電機付投光器、リヤカー (3) 給水・給食用資機材 移動式炊飯器、飲料水用ろ水器 (4) 防災知識普及啓発用備品 訓練用人形 (5) その他	(千円) 800	2 分の 1

		ホース乾燥塔(附属設備(巻き上げウインチ)を含む。)、資機材収納箱、資機材倉庫、パイプテント (6) その他第二種事業の資機材等として市長が認めるもの		
	第三種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等 (2) 消火用資機材等 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等 (3) その他 炊飯装置、資機材倉庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架等	(千円) 下限 300 上限 2,000	2 分の 1 (滋賀県自治振興交付金との併用)
	設置事業	第一種事業に準じる。	(千円) 150	1 分の 1

備考

- 第一種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み 2 年間は、同事業の補助を受けることができない。
- 同一年度に、第一種事業および第二種事業の補助を受けることはできないものとする。
- 第二種事業または第三種事業の補助を受けた団体は、当該補助を受けた年度を含み 5 年間は、第二種事業の補助を受けることができない。
- 第三種事業の補助は、1 団体 1 回限りとする。
- 第三種事業の補助を受けた団体は、同一年度に、第一種事業、第二種事業および設置事業の補助を受けることはできないものとする。
- 第三種事業は、滋賀県自治振興交付金の対象となる事業に限るものとし、当該事業については、滋賀県自治振興交付金交付規則および滋賀県自治振興交付金実施要綱に基づくものとする。
- 設置事業は、要綱第 8 条の規定による設置の届出をした団体に対して、当該届出の年度のみ補助の対象とし、1 団体 1 回限りとする。
- 設置事業の補助を受けた団体は、第一種事業にあつては当該補助を受けた年度の翌年度以後に、第二種事業にあつては当該補助を受けた年度以後に補助を受けることができる。
- 補助金の算定額は、1,000 円未満を切り捨てた額とする。

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

自主防災組織活動事業計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業(変更・中止・廃止)承認通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

自主防災組織活動事業実績書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

彦根市自主防災組織活動事業補助金交付請求書

[別紙参照]

(15) 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号、**令和 7 年 4 月消防応第 44 号**

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第 1 報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第 1 報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第 1 号様式、特定の事故については第 2 号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第 3 号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第 4 号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第 2 即報基準」又は「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したと

きは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。
特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であつて社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他				
出 火 場 所					
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火 元 の 業 態 ・ 用 途			事 業 所 名 (代 表 者 氏 名)		
出 火 箇 所			出 火 原 因		
死 傷 者	死者 (性別 ・ 年齢) 人		死者の生じた 理 由		
	負傷者 重症 人				
	中等症 人				
	軽症 人				
建 物 の 概 要	構造		建築面積	m ²	
	階層		延べ面積	m ²	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟		建物焼損表面積	m ²
		部分焼 棟		林野焼損面積	ha
		ぼ や 棟			
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況		
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 ・ 機	人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況					
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
その他参考事項					

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第 2 号様式（特定の事故）

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処 理 完 了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物 質 名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の 区 分			
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重 症 人 (人)		
			中 等 症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第 3 号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発 生 場 所				
発 生 日 時 （ 覚 知 日 時 ）	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 等 の 概 要				
死 傷 者	死者（性別・年齢）		負傷者等 人（ 人 ）	
	計 人		{	重 症 人（ 人 ）
	不明 人			中 等 症 人（ 人 ）
			軽 症 人（ 人 ）	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

- (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

- (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第 4 号様式（その 1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死 者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)					(市町村)						
応急対策の状況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）
分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれて
いない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住宅被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごと^①に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

第4号様式（その2） 別紙

都道府県名 ()

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

(令和 4 年 3 月)
(令和 5 年 4 月一部改正)

災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針

1. 趣旨

災害時における安否不明者ならびに行方不明者および死者の氏名等の公表は、救助活動の効率化や情報の錯そうによる混乱回避に繋がりをすることから、災害時の円滑な運用を目的とし、公表方針を予め定めるものである。

なお、この方針については、今後、国からのガイドライン等が示された場合や運用の状況等をふまえ、適宜、見直しを行うものとする。

2. 用語の定義

安否不明者：当人と連絡がとれず安否がわからない者

死者：災害が原因で死亡した者

行方不明者：災害が原因で所在不明、かつ死亡の疑いがある者

3. 公表の方針

①安否不明者

災害時において、安否不明者の氏名等の情報を公表することが救出・救助活動に資する場合は、住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者である当該安否不明者に係る情報等を除き、原則として公表する。

②死者・行方不明者

原則として公表しない。

ただし、大規模災害時において、死者または行方不明者の氏名等を公表することが公益上特に必要があると認める場合は、氏名等の公表についてその家族等が同意した死者または行方不明者（住民基本台帳の閲覧制限または住民票の写し等の交付の制限の対象者を除く）の氏名等を公表することができる。

4. 公表内容

氏名、住所(町・大字まで)、年齢、性別、被災の状況を公表することを原則とする。ただし、死者・行方不明者にあっては、家族等の同意を得られた範囲の情報に限る。

5. この公表方針は、市町や警察の公表方針を妨げるものではない。

大規模災害発生時の氏名等の公表に係る同意書(お亡くなりになった方・行方不明の方)

記入日時(年 月 日 時 分)

お亡くなりになった方・行方不明の方の情報		公表の可否
① 氏名		可 ・ 否
② フリガナ		可 ・ 否
③ 住所(大字まで)		可 ・ 否
④ 年齢	満 歳	可 ・ 否
⑤ 性別	男 ・ 女	可 ・ 否
⑥ 被災の状況		可 ・ 否
⑦ ①～⑥のうち、「公表可」と回答した情報を公表することに関する同意 (公表の手段は、報道機関への提供、滋賀県および彦根市ホームページへの掲載等)	同意する ・ 同意しない	
※ 備考		

(注 1) 本件は災害対策基本法第 86 条の 15 および滋賀県地域防災計画ならびに彦根市地域防災計画に基づき、個人情報の保護に十分留意しつつ、公益性の観点から実施するものです。

⑦の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

(注 2) ⑦の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。